

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月5日

【会社名】 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー
(General Electric Company)

【代表者の役職氏名】 ヴァイス・プレジデント兼チーフ・リスク・オフィサー兼
チーフ・コーポレート・カウンセル兼アソシエイト・セクレ
タリー
(Vice President, Chief Risk Officer, Chief Corporate
Counsel and Associate Secretary)
クリストフ・A・ペレイラ
(Christoph A. Pereira)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 02210 マサチューセッツ州
ボストン ファーンズワース・ストリート41
(41 Farnsworth Street, Boston, Massachusetts 02210,
U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山田 亨

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムプレイス
外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所

【電話番号】 03 - 3433 - 3939

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡邊 一雅
弁護士 三浦 光太郎
弁護士 柏山 俊朗

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムプレイス
外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所

【電話番号】 03 - 3433 - 3939

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー記名式額面普通株式
(1株の額面0.06米ドル)の取得に係る新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0米ドル(0円)(注1)
1,282,299.41米ドル(143,604,710.93円)(注2)(注3)
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に、新株予約権の行使時の
払込金額の総額を合算した金額。
3 上記金額の詳細については、第一部証券情報を参照のこと。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注) 1 別段の記載がある場合を除き、本書中の「当社」又は「GE」とは、文脈に応じ、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー又はゼネラル・エレクトリック・カンパニー並びにその子会社及び関係会社を指す。
- 2 別段の記載がある場合を除き、本書記載の「米ドル」、「ドル」又は「\$」はそれぞれアメリカ合衆国の法定通貨を指すものとする。2019年3月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場は1米ドル=111.99円であった。本書における米ドル金額の日本円への換算は、かかる換算率(本書中に別段の記載がある場合は当該換算率)によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ小数第三位を四捨五入してある。
- 3 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致するものではない。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	125,839個(注1)
発行価額の総額	0米ドル(0円)
発行価格	0米ドル(0円)
申込手数料	0米ドル(0円)
申込単位	1個
申込期間	2019年4月13日以降(注2)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー アメリカ合衆国 02210 マサチューセッツ州 ボストン ファーンズワース・ストリート41
割当日	2019年4月13日以降(注2)
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし
摘要	<p>1. 本募集は、「GE 2007年長期インセンティブ・プラン」(その後の改正を含む。)(以下「本プラン」という。)に基づき、当社の日本における子会社及び関係会社の一定の従業員(以下「新株予約権者」という。)23名に付与される、当社の記名式額面普通株式(1株当たり額面0.06米ドル)(以下「当社普通株式」という。)を取得するストック・オプション(以下「本新株予約権」という。)を目的とする新株予約権証券の募集である。本書に基づく本新株予約権証券の募集は、マネジメント・デベロップメント・アンド・コンペンセーション委員会により2019年3月19日に決定されたものである。</p> <p>2. 本新株予約権の権利行使により取得される株式は、当社が取得した既発行の自己株式である。上記「発行数」は、新株予約権者に対して付与された本新株予約権が全て行使された場合の株式数である。また、上記「発行価額の総額」は、全ての本新株予約権が行使されたものと仮定し、後記発行価格に基づき計算した金額である。</p>

(注1) 全員が新株予約権を希望したものと見込である。

(注2) 本募集においては、当社から付与対象者に対して一方的に本新株予約権の付与に関する通知がなされる他は、付与対象者による特段の意思表示は必要としない。したがって便宜上、上記申込期間及び割当日とは、付与対象者に対する本新株予約権に関する通知を行う日を意味する。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社記名式額面普通株式(1株の額面0.06米ドル) (完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、 当社における標準的な株式である。) (注1)
新株予約権の目的となる株式の数	125,839株
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使時の払込金額 1,282,299.41米ドル(143,604,710.93円) 2. 行使価格 10.91米ドル(1,141.18円)(注2)
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価額の総額	該当事項なし
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額	該当事項なし
新株予約権の行使期間	2021年3月19日から2029年3月19日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次 場所及び払込取扱場所	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー アメリカ合衆国 02210 マサチューセッツ州 ボストン ファーンズワース・ストリート41
新株予約権の行使の条件	付与された本新株予約権のうち50%が、それぞれ付 与から2年経過時及び3年経過時に行使可能とな る。
自己の新株予約権の取得の事由及び取得 の条件	本新株予約権は、以下の場合を除き、行使期間の満 了日に失効するものとする。 イ. 死亡による雇用の終了: 新株予約権者の死亡 により当社又はその関係会社との雇用が終了し た場合、行使期間未到来の本新株予約権は直ち に行使可能となり、未行使の本新株予約権は行 使期間満了日に失効するものとする。 ロ. 承継雇用者への事業の譲渡による雇用の終 了: 当社が事業を譲渡した承継雇用者による雇 用の結果、新株予約権者の雇用が終了した場 合、行使期間未到来の本新株予約権は直ちに行 使可能となり、未行使の本新株予約権は、雇用 の終了から5年経過後又は行使期間満了のいづ れか早い日に失効するものとする。

八. 付与日から1年以内の雇用の終了：新株予約権者の当社又はその関係会社との雇用が死亡又は承継雇用者への事業の譲渡以外の理由により本新株予約権の付与日から1年以内に終了した場合、未行使の本新株予約権は、それが雇用の終了日に行使可能であったか否かにかかわらず、直ちにかかる雇用の終了日に失効するものとする。

二. 付与日から1年目以降の雇用の終了：本新株予約権の付与日の1年目又はそれ以降に新株予約権者の当社又はその関係会社との雇用が下記のいずれかの理由(又は下記二(i)に規定される通り、退職適格を有するか、年齢及び雇用の要件)を満たす場合、行使期間及び行使期間満了日は下記の通りに自動的に調整される(委員会が採用する規則に従う)。

() 退職若しくは適格又は完全障害による雇用の終了：(a) 新株予約権者が米国GEペンション・プランに基づき、60歳になった時点又はそれを越えた時点で退職を選択する適格を有する場合、(b) 新株予約権者が米国GEペンション・プランに加入しておらず、且つ当社又はその関係会社との雇用が当社又はその関係会社の(GEペンション・プランとは異なる)退職プラン若しくはプログラムに基づき、かかる新株予約権者が60歳になった時点又はそれ以降に終了した場合で、当社又は関係会社を合わせた雇用期間が5年以上であった場合、又は(c) 新株予約権者の当社又はその関係会社との雇用が完全障害(即ち、かかる新株予約権者が、教育、訓練若しくは経験により合理的に判断して適しているとみなされる業務を遂行できない場合)により終了した場合、行使期間未到来の本新株予約権は直ちに行使可能となり、未行使の本新株予約権は行使期間満了日に失効するものとする。

() 自発的退職又は特定原因による雇用の終了：新株予約権者の当社又はその関係会社との雇用が自発的退職又は特定原因より終了した場合、未行使の本新株予約権は、それが雇用の終了日に行使可能であったか否かにかかわらず、直ちにかかる雇用の終了日に失効するものとする。

() レイオフ又は工場閉鎖に伴う雇用の終了：新株予約権者の当社又はその関係会社との雇用が、それぞれ当社の米国レイオフ・ベネフィット・プランで予定されているレイオフ又は工場の閉鎖により終了した場合（異議申し立て期間を考慮せず）、雇用の終了年の翌暦年末、又はそれよりも前に行使可能となることが予定されている本新株予約権は、直ちに行使可能となり、未行使の本新株予約権は雇用の終了年の翌暦年末又は行使期間満了のいずれか早い日に失効するものとする。

() その他の理由による雇用の終了：新株予約権者の当社又はその関係会社との雇用がその他の理由により終了し、且つ新株予約権者と当社との間で書面による退職合意書において委員会が採用した規則及び手続に従い明確に別途の合意が締結されていない場合には、行使期間未到来の本新株予約権は行使できないものとし、また雇用の終了日に行使可能な本新株予約権で未行使のものはかかる雇用の終了から3ヶ月後又は行使期間満了日のいずれか早い日に失効するものとする。

新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡制限。本委員会による別段の定めがない限り、本新株予約権及びかかる本新株予約権に基づく権利は、遺言又は法律による相続若しくは財産分与による場合を除き、新株予約権者は移転、売却又は譲渡することはできない。但し、本委員会が定める場合、新株予約権者は、本委員会が定める方法により、新株予約権者の死亡時に本新株予約権に関して新株予約権者の権利を行使する受益者を指定することができる。本新株予約権及び本新株予約権に基づく権利は、それぞれ、新株予約権者が生存する間は新株予約権者のみがこれを行使可能であるが、適用法が認める場合、新株予約権者の後見人又は法定代理人が行使し得る。本新株予約権及びかかる本新株予約権に基づく権利は、担保、譲渡、差押え又はその他抵当の対象とすることができず、また、これを対象とした担保、譲渡、差押え又は抵当は当社又は関係会社に対して無効であり、強制力を有しない。</p>
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし
摘要	<p>(i) 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当：本新株予約権の行使価格は、行使日において当該行使価格と等しい公正市場価格を有し、この価値で、当該オプションに関して、行使価格の払込みをなしうる、若しくはなされたとみなされる現金、株式若しくはその他本新株予約権又はその組合せ等により、全額当社に支払われるものとする。新株予約権者は、本プランに基づき株式が購入される日までは、本新株予約権の目的となる株式につき株主の権利を有することはないものとする。本新株予約権の行使により当社の株主となった者は、当該株式所有権の発生後に当社が配当決議を行った場合、各自の持株数に応じた配当を受領することができる。</p>

本委員会は、適用ある新株予約権契約において、オプションの全部又は一部が行使できる時期、方法、及び形態(行使日において当該行使価格と等しい公正市場価格を有し、この価値で、当該オプションに関して、行使価格の払込みをなしうる、若しくはなされたとみなされる現金、株式若しくはその他本新株予約権又はその組合せを含むが、これらに限らない。)を設定する。本委員会は、本新株予約権が、現金、株式、その他有価証券若しくは他の本新株予約権で決済若しくは行使できるか否か、その範囲及び条件、又は消却、失権若しくは中止できるか否か、その範囲及び条件を決定し、本新株予約権が決済、行使、消却、失権又は中止される方法を決定する完全な権利及び権限を有する。

本委員会は本プランに基づき、新株予約権者に対して、本新株予約権の所持人が本委員会が定めた株式数に対する配当金又は利息と等しい支払いを受け取る権利を有する本新株予約権を付与する権限を授權される。また、本委員会は当該金額(もしあれば)は追加株式に再投資された、又は別途再投資されたとみなされる旨を規定することもできる。本プラン及び適用ある本新株予約権契約の条件に従い、かかる本新株予約権は本委員会が定める通りの条件に付することができる。

(ii) 株券の交付方法：本新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式は、通常、振替制度によりその証券口座に預け入れられる。

本プラン第6条(f)に基づき付与される買取権に従って交付された株式又はその他の有価証券は、本委員会が決定する方法と形態(現金、株式、その他有価証券、若しくはその他本新株予約権、又はそれらを組合せた方法を含むがこれらに限らない。)で支払われる対価によって買い取られ、本委員会が決定したかかる対価の金額は、本プラン第4条(b)に規定する場合を除き、当該買取権が付与される日における当該株式又はその他有価証券の公正市場価格以上とする。

本プラン若しくは本新株予約権に基づき端株は発行若しくは交付されない。また、本委員会は、端株のかわりに、現金又はその他有価証券で支払うか若しくは譲渡するか、又はかかる端株若しくはそれに対する権利を無効にするか、終了させるか又はその他の方法により廃止するかを決定する。

(iii) 配当又はその他の分配(現金、株式、又はその他有価証券の形態を問わない。)、資本組み入れ、株式分割、株式併合、再建、合併、新設合併、分割、スピン・オフ、コンビネーション、買戻し、又は当社の株式若しくはその他有価証券の交換、当社の株式若しくはその他有価証券を購入するワラント若しくはその他の権利の発行、又はその他同様の企業取引若しくは事由が会計基準編纂書トピック718(若しくはその承継条項)に定義される意味における資本再編取引(equity restructuring transaction)を構成する、又はその他株式に影響を与えると本委員会が判断した場合、本委員会は本プランに基づき利用可能となる利益又は潜在的利益の希釈化又は拡大化を防止するために適切であると本委員会が判断した方法で、以下を調整する。

(A) 本新株予約権の対象となる、株式又はその他の有価証券の数と種類(制限付株式、制限付ストック・ユニット、業績アワード又はその他の株式ベースのアワードの形態で付与することが可能な株式の数に関しては、本プラン第4条(a)(i)に記載される限定を含む。)

(B) 発行済本新株予約権の対象となる株式又はその他の有価証券の数と種類

(C) 本プラン第6条(g)(v)に基づき、年次参加者制限が記載される株式又はその他の有価証券の数と種類

(D) 本新株予約権を付与、購入若しくは行使する際の価格、又は適切であるとみなされる場合、発行済本新株予約権の所持人に対する現金支払の引当てをなす。

(E) その他発行済新株予約権に適切な価値の判断をなす。

但し、いずれの場合も、インセンティブ・ストック・オプションの本新株予約権に関して、かかる調整を許可したとき本プランが1986年米国内国歳入法第422条(b)(1)又はその修正条項に抵触する結果となる恐れがある限度において、かかる調整は許可されない。さらに、株式で表示される本新株予約権の対象となる株式数は常に整数とする。

() 特定の買収の際の新株予約権の調整。当社又は関係会社が、他の事業又は他の会社若しくは事業体の買収に関連して従業員に対する発行済新株予約権若しくは将来のかかる新株予約権を授与する権利若しくは義務を引き受ける場合、本委員会は、本新株予約権の条件に関して、本プランの条件に違反しない調整で、調整後、引き受けた新株予約権と本プランに基づき付与される本新株予約権の関係が合理的に同等となるか又はその他の衡平関係になるために適当と判断される調整をなすことができる。

() 特定の異例事態又は臨時事態が発生した際の本新株予約権の調整。当社、関係会社、又は当社若しくは関係会社の財務諸表に影響を与える異例事態若しくは臨時事態、又は適用法令若しくは会計原則の変更が認められた場合、本プランに基づき利用可能となる利益若しくは潜在的な利益の希釈化又は拡大化を防止するために調整が適当であると本委員会が判断した時にはいつでも、本委員会は、本新株予約権の要件及び本新株予約権に含まれる基準を調整する権限を授権される。

(注1) 当社の基本定款では、当社が普通株式の他、優先株式(1株の額面1米ドル、授権株式数: 50,000,000株)を発行することができるものと定められている。当社取締役会は、基本定款及び法律に定められた制限に従い、優先株式のシリーズを発行する権限を有する。また、事業会社法に従い、証書を登録することにより各シリーズに含まれる株式の数を決定し、各シリーズの株式の名称、関係する権利、優先権及び制限を定めることができる。

(注2) 行使価格は、2019年3月19日の終値を基に決定された。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,282,299.41米ドル (143,604,710.93円) (注1)(注2)	15,000米ドル (1,679,850円)	1,267,299.41米ドル (141,924,860.93円)

(注1) 「払込金額の総額」は、本新株予約権が全て権利行使された場合における払込金額の総額である。

(注2) 行使価格は、2019年3月19日の終値を基に決定された。

(2) 【手取金の使途】

手取金の総額：1,267,299.41米ドル(141,924,860.93円)

本新株予約権の募集は、当社及びその関係会社の選抜された従業員が当社の成長及び業績に従い利益を得ることを奨励し、当社の将来の成功及び繁栄に貢献するインセンティブを高めることにより、株主の利益のため当社の企業価値を高めること、並びに当社の成長、発展及び収益の維持に極めて重要である特に有能な社員を当社及び関係会社が獲得し、維持する能力を高めることを目的として、これらの従業員にストック・オプションを付与するものであり、資金調達を目的としていない。また、権利確定後の新株予約権行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。したがって、事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額については行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他】

1 【法律意見】

当社の米国ニューヨーク州の特別顧問から関東財務局長に対して以下の趣旨の法律意見書が提出されている（但し、全ての点において、本書に添付する法律意見書に記載の前提、条件及び制限に従うことを条件とする。）。

1．本プランは当社により適法に授權されている。当社による関東財務局長に対する本書の提出は、当社により適法に授權されている。

2．本プランに基づく当社による日本に居住する当社又はその子会社若しくは関係会社の一定の従業員に対する当社普通株式を購入するための権利の付与が本プランの全ての条件及び本書に従うことを前提とした場合、当該付与はニューヨーク州法に違反しない（米国連邦法又はニューヨーク州証券法に関連するものを除く。当該顧問はこれらに関しては法律意見を述べない。）。

3．本書に組み込まれる当社の2017事業年度の外国会社報告書（その訂正報告書を含む。）及び2018事業年度の外国会社半期報告書（その訂正報告書を含む。）の補足書類（2）「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要に記載された記述は、（ ）ニューヨーク州事業会社法、（ ）当社普通株式の株主の税務上の取扱い、当社普通株式にかかる源泉徴収税及び当社株式の売却にかかる所得税に関連して、米国連邦所得法、（ ）配当及び当社株式の売却による所得にかかる税金並びに相続税に関連して、米国の州又は地方所得税法、並びに（ ）外国為替に関連して米国連邦法の一定の規定を要約する目的の範囲において、それぞれ、全ての重要な点につき当該規定の公正な要約で構成されている。

2 【その他の記載事項】

以下に記載する情報は、2007年長期インセンティブ・プランの訳文である。

但し、本プラン目論見書と、プラン書面又はアワード資料との間に齟齬が生じた場合は、プラン書面又はアワード資料の条項が優先するものとする。

GE 2007年長期インセンティブ・プラン (2017年4月26日及び2019年2月15日改正)

第1条 (目的)

本GE 2007年長期インセンティブ・プラン(以下、「本プラン」という。)の目的は、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー(その承継者とともに以下、「当社」という。)及びその関係会社(以下に定義される。)の選抜された従業員及び取締役が当社の成長及び業績につき所有利益を得ることを奨励し、当社の将来の成功及び繁栄に貢献するインセンティブを高めることにより、株主の利益のため当社の企業価値を高めること、並びに当社の成長、発展及び収益の維持にきわめて重要である特に有能な社員を当社及び関係会社が獲得し、維持する能力を高めることである。

第2条 (定義)

本プランで用いられる以下の用語は下記の意味を有する。

- (a) 「関係会社」とは、(i)当社が直接、又は1以上の仲介を通じて支配する事業体、及び(ii)当社が持分の大部分を所有すると本委員会が判断する事業体を意味する。
- (b) 「本アワード」とは、本プランに基づき付与されるオプション、株式評価益権、制限付株式、制限付ストック・ユニット、業績アワード、配当金等価受領権、又はその他の株式ベースのアワードを意味する。
- (c) 「アワード契約」とは、本プランに基づき付与されるあらゆる本アワードを証明する、書面による合意、契約又はその他の文書を意味し、当社が適宜指定する電子的コミュニケーションを含むものとする。
- (d) 「取締役会」とは、当社の取締役会を意味する。
- (e) 「法」とは、随時修正される1986年内国歳入法を意味する。
- (f) 「本委員会」とは、第3条の規定に従って決議を行う取締役会の委員会を意味し、本プランの管理運営のため取締役会によって指名され、3名以上の非従業員取締役で構成される。取締役会で決定されていない限り、通常本委員会が、取締役会のガバナンス・広報委員会が取締役に付与される本アワードに関連して本プランを運営する責任を負うことを除き、本プランのための本委員会として機能する。
- (g) 「取締役」とは、本プランに基づき本アワードを付与される時点において、給与従業員でない取締役会の構成員を意味する。
- (h) 「配当金等価受領権」とは、本プランの第6条(e)に基づき付与される権利を意味する。
- (i) 「公正市場価格」とは、株式又はその他の有価証券に関し、決定がなされた日の株価終値を意味し、又は本委員会が定めた方法で決定する。
- (j) 「インセンティブ・ストック・オプション」とは、本プランの第6条(a)に基づき付与される、法第422条又はその修正条項の要件を満たすオプションを意味する。
- (k) 「非適格ストック・オプション」とは、本プランの第6条(a)に基づき付与されるオプションで、インセンティブ・ストック・オプションではないものを意味する。
- (l) 「オプション」とは、インセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションを意味する。
- (m) 「その他の株式ベースのアワード」とは、本プランの第6条(f)に基づき付与される権利(繰延株式報酬を含む。)を意味する。

- (n) 「参加者」とは、本プランに基づき本アワードを付与されるべく指名された給与従業員及び取締役を意味する。
- (o) 「業績アワード」とは、本プラン第6条(d)に基づき付与される権利を意味する。
- (p) 「業績基準」とは、当社又は個人参加者の、業績期間における業績水準を測定するために使用されうる、本委員会が決定した量的及び/又は質的基準を意味し、適格業績基準を含む。
- (q) 「業績期間」とは、本委員会がその単独の裁量により決定する期間を意味する。
- (r) 「人」とは、自然人、法人、パートナーシップ、同盟、合併会社、信託、非法人組織又は政府若しくはその下部行政機関を意味する。
- (s) 「適格業績基準」とは、以下の1以上の業績基準を意味し、本アワードにおいて、本委員会がその都度指定する通り、個々に、1つを選択して、又は組み合わせのいずれかにより、会社全体若しくは事業ユニット、又は関連する会社のいずれかに対して適用され、年度ごとに又は複数年にわたり累積的に、絶対評価又は事前に設定された目標、前年の業績若しくは指定された比較集団との関係において測定される。すなわち、業績基準は、再編費用、廃止事業、特別項目、並びにセグメント若しくは事業の処分に関連して、又は会計方針その他の変更に関連して、例外的な性質を有する又は発生頻度の低いとされる、損益又は費用項目全ての影響を除去するため、本委員会によってなされる調整に服する、売上高、収益、当期利益、利益・利益率、1株当たり利益、総資産収益率、株主資本利益率、投資収益率、キャッシュ・フロー、現金投資収益率及び全株主利益率を指す。
- (t) 「制限付株式」とは、本プラン第6条(c)に基づき付与される株式によるアワードを意味する。
- (u) 「制限付ストック・ユニット」とは、本プラン第6条(c)に基づき付与され、株式で表示される権利を意味する。
- (v) 「給与従業員」とは、当社又は関係会社が給与を支払って雇用している従業員を意味する。
- (w) 「株式」とは、当社の普通株式、及び本プラン第4条(b)に基づきなされる調整に従って本アワードの対象となり得る、すなわち本アワードに服することとなるその他の有価証券を意味する。
- (x) 「株式評価益権」とは、本プラン第6条(b)に基づき付与される権利を意味する。

第3条 (運営管理)

本プランに別途記載されるものを除き、本プランは本委員会が運営管理する。本委員会は、本プランを解釈し、本プランの条件を履行するため適切とみなされる規則及び指針を採択する権限を有する。本委員会は本プランの条項を、必要な範囲において修正する能力、また参加者が本アワードを受領する管轄地域の法令又は規制に対応するため、かかる権限を委任する能力を有するものとする。

- (a) 本プランの条件及び適用法に基づき、本委員会は以下について完全な権利及び権限を有するものとする。
 - i. 参加者を指名する。
 - ii. 本プランに基づき各参加者に付与される本アワードの種類を決定し、当該各参加者に本アワードを付与する。

- iii. 本アワードの対象となる(又は本アワードに関連する支払い、権利若しくはその他の事項が計算される)株式数を決定する。
 - iv. 本アワード及び本アワード契約の条件を決定し、本アワードの付与、発行、行使可能性、権利確定及び/又は保持する能力に適用される業績目標又はその他の条件をどの程度充足しているかを確認する。
 - v. 本アワードが、現金、株式、その他有価証券若しくは他の本アワードで決済若しくは行使できるか否か、その範囲及び条件、又は消却、失権若しくは中止できるか否か、その範囲及び条件を決定し、本アワードが決済、行使、消却、失権又は中止される方法を決定する。
 - vi. 現金、株式、その他有価証券、他の本アワード、及び本プランに基づく本アワードに関するその他の支払額を、自動的に又は所持人若しくは本委員会の選択により繰延べるか否か、その範囲及び条件を決定する。
 - vii. 本プラン及び本プランに関連する協定書若しくは契約書又は本プランに基づく本アワードを解釈及び運営管理する。
 - viii. 規則及び指針を設定、修正、中止又は放棄する。
 - ix. 本プランを適切に運営管理するために適当と思われる代理人を任命する。
 - x. 本委員会が本プランの運営管理に必要又は望ましいとみなす、その他の決定及び決議を行う。
 - xi. 本プランを実行するために望ましい方法と範囲において、本プラン又は本アワードの瑕疵を訂正し、欠缺を補完し、又は矛盾を調整する。
- (b) 本プランに別途明示的に記載されない限り、本プラン若しくは本アワードに基づく、又は本プラン若しくは本アワードに関する指名、判断、解釈及びその他の決定は全て、本委員会の単独の裁量権に服し、いつでもなしうるものであり、最終的、完結的で、当社、関係会社、参加者、本アワードの所持人又は受益者、株主、及び当社又は関係会社の従業員を含む全ての人を拘束する。本委員会の決議は以下によりなしうる。
- i. 本委員会の委員長。
 - ii. 本委員会が指名する小委員会。
 - iii. 本委員会。ただし、1人以上のメンバーが当該案件の決議を棄権又は辞退した場合は、2人以上のメンバーが当該案件の決議のために残っている場合に限る。議長、小委員会、又は本委員会が(メンバーが棄権若しくは辞退したかにかかわらず)承認した決議であっても、本プランの目的上、本委員会の決議とする。
 - iv. 当社若しくは関係会社の1人以上の役員若しくはマネージャー、又は当該役員若しくはマネージャーから構成される委員会。当該委員会の権限は、本委員会が規定した条件及び制限に服し、1934年証券法(その後の修正を含む。)第16条の目的上、当社の役員又は取締役ではない給与従業員に関するものに限定される。かかる委任は、合衆国外の管轄地域における法令の変更に対応するために必要な修正を含む。

第4条 (本アワードのために利用可能な株式)

(a) 利用可能な株式。第4条(b)に記載される調整に服する。

- i. 本プランに基づき付与される本アワードに従って交付するために確保され利用可能な株式の株式総数は1,075,000,000株とする。このうち230,000,000株を限度とする株式を本プランに記載されるオプション又は株式評価益権以外の形態で付与することができる。本プランに基づき付与される本アワードの対象となる株式、若しくは本アワード若しくはアワードに関する株式が失権した場合、又は株式若しくはその他の対価を交付することなく、本アワード若しくはアワードが別途終了した場合は、かかる本アワード若しくはアワードの対象となった、若しくはかかる本アワード若しくはアワードに関する株式、又はかかる本アワード若しくはアワードについて本プランに基づき利用可能な株式総数に対して別途計算された株式数が、かかる失権又は終了の範囲において本プランに基づき本アワードを付与するため、再度、利用可能になる。
上記に関わらず、第4条(b)に記載される調整に従い、1,075,000,000株以下の株式が、インセンティブ・ストック・オプションの行使に基づき交付されるため利用可能となる。
- ii. 本アワードの会計。本第4条の目的上、
 - A. 本アワード(配当金等価受領権以外のもの)が株式で表示される場合、かかる本アワードの対象となる株式、又はかかる本アワードに関する株式の数は、本プランに基づき本アワードを付与するために利用可能になる株式の総数に対し、かかる本アワードを付与する日に計算される。
 - B. 株式で表示される配当金等価受領権及び株式で表示されないが、株式で支払われる可能性のある本アワードは、配当金等価受領権及びかかる本アワードが株式に清算される金額と時点で、本プランに基づき本アワードを付与するために利用可能となる株式の総数に対し計算される。ただし、他の本アワードと、平行して運用するか(付与が同時に行われたか、異なる時期に行われたかを問わない。)、又はそれらに代替された本アワードは、二重計算を避けるため、本委員会が採用した適切とみなされる手続きに従い、利用可能な株式総数に対して一度だけ計算されうる。当社により交付される株式、又は被買収会社が以前付与した発行済アワードを、当社若しくは関係会社が、引き受けたことにより又はその代わりに、当社により付与され、若しくは当社の負債となった本アワードは、本プランに基づき本アワードを付与するために利用可能な株式に対して計算されない。及び

- C. 本プランのいかなる反対趣旨にかかわらず、満了、失権、消却により又は株式を発行せずに終了する本アワードに関連する株式は、株式の代わりに現金で清算するか、第6条(g)(ix)に従い、本委員会が認めた場合、株式の発行に先立ち株式を含まない本アワードと交換され、本プランに基づく付与のため再び利用可能となる。本プランに基づく本アワードの対象となる株式は、当該株式が(w)本オプション又は株式評価益権以外の本アワードにかかる税を支払うために当社に配達されたか当社に保留された株式、(x)オプション又は支払いが株式でなされる株式評価益権の対象となっていた株式で、当該オプション又は当該株式評価益権の最終的な清算又は最終的な行使に基づき発行されなかった株式、(y)オプション又は株式評価益権に基づく行使価格又は源泉徴収税を支払うために当社に配達されたか当社に保留された株式、又は(z)オプション行使の手取金で一般市場にて買い戻された株式である場合、本プランに基づく発行により、再び利用可能となることはない。
- iii. 本アワードに基づき交付可能になる株式の調達源。本アワードに基づき交付される株式の全部又は一部は、授権された未発行株式又は自己株式である。

(b) 調整

- i. 配当又はその他の分配(現金、株式、又はその他有価証券の形態を問わない。)、資本組み入れ、株式分割、株式併合、再建、合併、新設合併、分割、スピン・オフ、コンビネーション、買戻し、又は当社の株式若しくはその他有価証券の交換、当社の株式若しくはその他有価証券を購入するワラント若しくはその他の権利の発行、又はその他同様の企業取引若しくは事由が会計基準編纂書トピック718(若しくはその承継条項)に定義される意味における資本再編取引(equity restructuring transaction)を構成する、又はその他株式に影響を与えると本委員会が判断した場合、本委員会は本プランに基づき利用可能となる利益又は潜在的利益の希釈化又は拡大化を防止するために適切であると本委員会が判断した方法で、以下を調整する。
- A. 本アワードの対象となる、株式又はその他の有価証券の数と種類(制限付株式、制限付ストック・ユニット、業績アワード又はその他の株式ベースのアワードの形態で付与することが可能な株式の数に関しては、第4条(a)(i)に記載される限定を含む。)
- B. 発行済本アワードの対象となる株式又はその他の有価証券の数と種類
- C. 本アワードを付与、購入若しくは行使する際の価格、又は適切であるとみなされる場合、発行済本アワードの所持人に対する現金支払の引当てをなす。
- D. その他発行済アワードに適切な価値の判断をなす。

ただし、いずれの場合も、インセンティブ・ストック・オプションの本アワードに関して、かかる調整を許可したとき本プランが法第422条(b)(1)又はその修正条項に抵触する結果となる恐れがある限度において、かかる調整は許可されない。さらに、株式で表示される本アワードの対象となる株式数は常に整数とする。

- ii. 特定の買収の際のアワードの調整。当社又は関係会社が、他の事業又は他の会社若しくは事業体の買収に関連して従業員に対する発行済アワード若しくは将来のかかるアワードを授与する権利若しくは義務を引き受ける場合、本委員会は、本アワードの条件に関して、本プランの条件に違反しない調整で、調整後、引き受けたアワードと本プランに基づき付与される本アワードの関係が合理的に同等となるか又はその他の衡平関係になるために適当と判断される調整をなすことができる。
- iii. 特定の異例事態又は臨時事態が発生した際の本アワードの調整。当社、関係会社、又は当社若しくは関係会社の財務諸表に影響を与える異例事態若しくは臨時事態、又は適用法令若しくは会計原則の変更が認められた場合、本プランに基づき利用可能となる利益若しくは潜在的な利益の希釈化又は拡大化を防止するために調整が適当であると本委員会が判断した時にはいつでも、本委員会は、本アワードの要件及び本アワードに含まれる基準を調整する権限を授権される。

第5条 (資格)

当社又は関係会社の役員又は従業員兼務取締役を含む給与従業員又は取締役は参加者として指名される資格を有する。

第6条 (本アワード)

- (a) オプション。本委員会は本プランに基づき、参加者に対してオプションを以下の条件及びいずれの場合も本プランの条項に合致するよう本委員会が定める追加の条件で付与する権限を授権される。
 - i. 行使価格。オプションに基づき購入可能な1株当たりの購入価格は、本委員会が定めることとする。ただし、第4条(b)に規定される場合を除き、当該購入価格は当該オプションの付与日における株式の公正市場価格の100%以上とする。
 - ii. オプション期間。各オプションの期間は付与日から10年を超えないものとする。
 - iii. 行使の時期及び方法。本委員会は、適用あるアワード契約において、オプションの全部又は一部が行使できる時期、方法、及び形態(行使日において当該行使価格と等しい公正市場価格を有し、この価値で、当該オプションに関して、行使価格の払込みをなしうる、若しくはなされたとみなされる現金、株式若しくはその他本アワード又はその組合せを含むが、これらに限らない。)を設定する。

- iv. インセンティブ・ストック・オプション。本プランに基づき付与されるインセンティブ・ストック・オプションの条件は、あらゆる点で法第422条又はその修正条項、及び当該条項に基づく規則の規定を遵守することを意図するものとする。疑義を避けるために、インセンティブ・ストック・オプションは取締役が付与してはならない。第6条(a)のいかなる反対趣旨にかかわらず、インセンティブ・ストック・オプションとして指定されたオプションは、以下の範囲において、インセンティブ・ストック・オプションとして法に基づく措置を受ける資格を有しない(非適格ストック・オプションとみなされる。)(1)オプションが付与される順番を考慮に入れて、(当社及び子会社のあらゆるプランに基づき)いずれかの暦年中に、参加者が最初に行使可能な当該オプションに関する株式の公正市場価格の総額(付与時に決定される。)が\$100,000を超える場合、又は(2)行使可能な当該オプションが残存しており、雇用の終了から3ヶ月以内(又は法第422条に記載されるその他の期間)に行使されない場合。
- (b) 株式評価益権。本委員会は本プランに基づき、参加者に対して株式評価益権を付与する権利を授けられる。本プラン及び適用あるアワード契約の条件に従い、本プランに基づき付与される株式評価益権はその所持人に、その行使により(1)行使日における1株当たり株式の公正市場価格が、(2)本委員会が指定した権利の付与価格を超過する分を受け取る権利を授ける。
- i. 付与価格。株式評価益権の1株当たりの付与価格は本委員会が決定する。ただし、第4条(b)に規定される場合を除き、当該価格は株式評価益権の付与日における1株当たりの公正市場価格の100%以上とする(ただし、株式評価益権がオプションに関連して適宜付与される場合は、株式評価益権の付与価格は当該オプションの行使価格以上とする。)
- ii. 期間。各株式評価益権の期間は付与日から10年を超えないものとする。
- iii. 行使の時期及び方法。本委員会は適用あるアワード契約において株式評価益権の全部又は一部が行使できる時期を設定するものとする。
- (c) 制限付株式及び制限付ストック・ユニット。
- (i) 発行。本委員会は本プランに基づき、制限付株式及び制限付ストック・ユニットの本アワードを参加者に付与する権限を授けられる。
- (ii) 制限。制限付株式及び制限付ストック・ユニットの本アワードは本委員会が適用あるアワード契約において設定しうる制限(制限付株式の議決権又は配当金若しくはその他の権利を受領する権利に対する制限を含むがこれらに限らない。)に服するが、かかる制限は本委員会が適切とみなすときに分割又はその他の方法で、単独で、又は合わせて失効する場合がある。本委員会が適切であるとみなす方法で証明された場合、かかる制限の失効の後、無制限株式が制限付株式の所持人に対してすみやかに交付される。
- (iii) 登録。本プランに基づき付与された制限付株式又は制限付ストック・ユニットは、本委員会が適切とみなす方法で(記帳登録又は株券の発行を含むがこれらに限らない。)証明される。本プランに基づき付与された制限付株式の株式について株券が発行される場合、当該株券は参加者名義で登録され、当該制限付株式に適用ある条件、要件及び制限について述べた適切な文言を付すこととする。

- (iv) 失権。適用ある制限期間中の雇用の終了にあたり、本委員会の別段の決定がない限り、制限付株式の全ての株式及び全ての制限付ストック・ユニットは、いずれの場合も制限に従い、失権し、再び当社の所有となる。
- (d) 業績アワード。本委員会は本プランに基づき、参加者に対して業績アワードを付与する権限を授けられる。業績アワードは取決めを含み、かかる取決めに基づき本アワードの付与、発行、保有、権利行使可能性、権利確定及びノ又は譲渡可能性は、かかる業績基準及び本委員会の指定による追加の条件に従う。本プラン及び適用あるアワード契約の条件に従って、本プランに基づき付与される業績アワードは以下の通り取り扱われる。
- (i) 現金、株式(制限付株式を含むがこれに限らない。)、その他有価証券又はその他本アワードで表示され、支払われる。
- (ii) 本委員会がその価値を決定し、本委員会が設置する当該業績期間中に業績目標が達成された場合、その一部又は全部が業績アワードの所持人に対して支払可能となるか、当該業績アワードの所持人により行使可能となる権利を、当該業績アワードの所持人に授与する。
- (e) 配当金等価受領権。本委員会は本プランに基づき、参加者に対して、本アワード(本オプション及び株式評価益権を除く。)の所持人が本委員会が定めた株式数に対する配当金又は利息と等しい支払いを受け取る権利を有する本アワードを付与する権限を授けられる。また、本委員会は当該金額(もしあれば)は追加株式に再投資され、かつ、実際に株式が確定した時点で払い出され、又は別途再投資されたとみなされる旨を規定することもできる。本プラン及び適用ある本アワード契約の条件に従い、かかる本アワードは本委員会が定める通りの条件に付することができる。
- (f) その他株式ベースのアワード。本委員会は本プランに基づき、参加者に対して、株式(株式に転換可能な有価証券を含むがこれに限らない。)で表示される若しくは支払われる、全部若しくは一部がそれにより評価される、又はその他それに基づく若しくはそれに関連する、本委員会が本プランの目的に合致しているとみなすその他の本アワード(繰延株式報酬を含むがこれに限定されない。)を付与する権限を授けられる。ただし、かかる付与は、適用法に合致していなければならない。本プラン及び適用あるアワード契約の条件に従い、本委員会は、かかる本アワードの条件を決定する。本第6条(f)に基づき付与される買取権に従って交付された株式又はその他の有価証券は、本委員会が決定する方法と形態(現金、株式、その他有価証券、若しくはその他本アワード、又はそれらを組合せた方法を含むがこれらに限らない。)で支払われる対価によって買い取られ、本委員会が決定したかかる対価の金額は、第4条(b)に規定する場合を除き、当該買取権が付与される日における当該株式又はその他有価証券の公正市場価格以上とする。
- (g) 一般規定
- i. 現金対価のない本アワード。本アワードは、現金対価を支払うことなく、又は適用法で要求される最低限の現金対価を支払うことにより付与される。

- ii. 単独又はあわせて付与される本アワード。本アワードは、本委員会の裁量において、それぞれ単独で、又は他の本アワード、若しくは当社若しくは関係会社のその他のプランに基づき付与されたアワードに追加して、それと平行して、又はそれに代えて付与することができる。他の本アワードに加えて、若しくはそれに平行して、又は当社若しくは関係会社のその他のプランに基づき付与されたアワードに加えて若しくはそれに平行して付与される本アワードは、かかる他の本アワード若しくはアワードの付与と同時若しくは異なる時のいずれによっても付与することができる。
- iii. 本アワードに基づく支払いの形態。本プラン及び適用あるアワード契約の条件に従い、本アワードの付与、行使若しくは支払いにおいて、当社若しくは関係会社がなす支払い若しくは譲渡は、本委員会が決定する形態(現金、株式、かかる本アワード若しくは他の本アワードに基づき発行可能な株式の権利、その他有価証券、若しくはその他本アワード、又はそれらを組み合わせる方法を含むがこれらに限らない。)によりなすことができ、また、1回の支払い若しくは譲渡、分割又は繰延払いによりなすことができ、いずれの場合も、本委員会が定める規則と手続きに従うものとする。かかる規則及び手続きには、分割若しくは繰延払いにかかる合理的な利息の支払い若しくは貸方記入、又は分割若しくは繰延払いに関する配当金等価受領権の付与若しくは貸方記入の規定を含むがこれらに限らない。
- iv. 本アワードの譲渡制限。本委員会による別段の定めがない限り、本アワード及びかかる本アワードに基づく権利は、遺言又は法律による相続若しくは財産分与による場合を除き、参加者は移転、売却又は譲渡することはできない。ただし、本委員会が定める場合、参加者は、本委員会が定める方法により、参加者の死亡時に本アワードに関して参加者の権利を行使する受益者を指定することができる。本アワード及び本アワードに基づく権利は、それぞれ、参加者が生存する間は参加者のみがこれを行使可能であるが、適用法が認める場合、参加者の後見人又は法定代理人が行使し得る。本アワード及びかかる本アワードに基づく権利は、担保、譲渡、差押え又はその他抵当の対象とすることができず、また、これを対象とした担保、譲渡、差押え又は抵当は当社又は関係会社に対して無効であり、強制力を有しない。
- v. 給与従業員1人当たりの制限。給与従業員に対する本プランに基づく付与の総額(パフォーマンス・ベースド・アワードの目標価額を基準に算定された財務報告目的で決定された本アワードの付与日における公正価値に基づく)は、各事業年度につき20,000,000ドルを超えてはならない。
- vi. 役員1人当たりの制限。(A)本プランに基づいて役員に対して付与される本アワード(財務報告目的で決定された本アワードの付与日の公正価値に基づく。)及び(B)資本ベースではない現金又はその他の報酬で登記の取締役としての役員の役務に関して当社が支払う報酬は、1,500,000ドルを超えてはならない。

- vii. 本アワードの対象となる有価証券の条件及び制限。本委員会は、オプション若しくは株式評価益権の行使に基づき発行された株式、又はその他本アワードの対象とされる若しくは本アワードに基づき発行された株式は、当該オプション若しくは株式評価益権の行使又はかかる本アワードの付与、権利確定若しくは決済に先立ち、本委員会がその裁量で指定した追加の合意、制限、条件又は限定(権利確定若しくは譲渡及び失権の条件、又は買戻し規定若しくは本アワードに関連して発生した税の支払いに関する規定を含むがこれらに限らない。)に従うものとする規定をおくことができる。上記に限定されることなく、かかる制限は、参加者による、本アワードに基づき発行された株式の再売却、又はその他譲渡の時期及び方法に関しても扱うことができる。これには以下を含むが、これらに限らない。(A)インサイダー取引規定又は適用法に基づく制限、(B)参加者及び当社の他のエクイティ・コンペンセーション・アレンジメントの所持人による売却の時期及び方法を遅延及び/又は調整するための制限、(C)かかる再売却又はその他譲渡について特定の仲介会社を使用することに関する制限、及び(D)税の控除又はその他の義務を満たすための一般市場又は当社に売却される株式の要件の規定。
- viii. 株券。本アワード又はその行使に従い、本プランに基づき交付された株式又はその他の有価証券はすべて、本プラン、証券取引委員会、当該株式若しくはその他の有価証券がその時点で上場されている証券取引所及び適用ある連邦、州若しくは地域の証券法の規則、規定その他要件に基づき、本委員会が妥当と判断する譲渡中止指図及びその他制限の対象となる。本委員会は、かかる制限についてしかるべき言及を行なうために当該証券上にその旨を記載することができる。
- ix. 価格改定の禁止。いずれの場合においても、株主の同意がない限り、本プランの第4(b)に記載されている法人取引又は調整を除いて、株式の公正市場価値を上回る行使価額又は購入価額を有する株式を購入する権利を含む未行使の本オプション、株式評価益権その他の株式ベース報酬の条件は、かかる本アワードの行使価額又は購入価額を引き下げるために修正することはできず、株式を購入する権利を含むかかる未行使の本オプション、株式評価益権その他の株式ベースの本アワードは、現金、財産その他の本アワード、元の本アワードの行使価額又は購入価額以下の行使価額又は購入価額で株式を購入する権利を含む本オプション、株式評価益権その他の株式ベース報酬と交換することはできない。
- x. 控除。本プランは、1934年の証券取引法第10D条(その後の改正を含む。)、若しくは株式が取引される証券取引委員会、証券取引所若しくは証券取引協会の公布した適用規則若しくは規制、又は報酬の控除に関して採用された当社の方針に従って、運営される。

第7条 (変更及び終了)

適用法により禁止される場合を除き、またアワード契約又は本プランに明示的に他の定めがある場合を除いて：

- (a) 本プランの変更。取締役会は、本プランの一部又は全部を、変更、修正、停止、中断又は終了することができる。ただし、法令又は証券取引所により株主の承認が要求されている場合、当社株主の事前の承認なくいかなる重大な修正も行われぬ。また、本プラン又はアワード契約のその他の規定にかかわらず、当社株主の承認を得ずに、以下のような変更、修正、停止、中断又は終了をなすことはできない。
 - i. 本プラン第4条に規定される場合を除き、本プランに基づく本アワードのために利用可能な株式の総数を増加させること。
 - ii. 第6条(g)(ix)の改正、又は第4条(b)に規定される場合を除き、オプション、株式評価益権、又はその他の株式ベースのアワードに、消却を通じて、又は以前付与されたオプションのオプション価格、以前付与された株式評価益権の付与価格、若しくは以前付与されたその他の株式ベースのアワードの買取価格を下げることに伴い、価格の再設定、差替え、又は再付与がなされる株式の買取権を含むことを認めること。
- (b) 本アワードの変更

第6条(g)(ix)に従い、本委員会は、将来に向かって又は過去に遡って、その時まで付与された本アワードに基づく条件若しくは権利を放棄し、かかる本アワードの条件を変更し、又はかかる本アワードを変更、修正、停止、中断若しくは終了することができる。かかる変更又は修正は、それ以前に付与されていた、いかなる本アワードに基づくいかなる参加者の権利も、かかる参加者の同意なく損なうことのないものとする。ただし、本委員会が単独の裁量において決定した修正又は変更に関して、かかる修正又は変更が(i)当社、本プラン又は本アワードが法令を満たす若しくは従うため、若しくは会計原則の要件を満たすため必要又は望ましいものであるか、又は(ii)かかる本アワードに基づき与えられる利益が著しく減少するとは合理的に考えられない場合、かかる合意は要求されない。

第8条 (一般条項)

- (a) 本アワードに対する権利はない。給与従業員、参加者又はその他の人は、本プランに基づく本アワードの付与を要求する権利を有しない。また、本プランに基づき本アワードの受取人に選抜された給与従業員、参加者又はその他の人は、将来の本アワードの受取人に選抜されることを要求する権利を有しない。さらに、給与従業員、参加者、又は本プランに基づく本アワードの所持人若しくは受益者を同一に取り扱う義務はない。本アワードの条件は、受取人それぞれについて同一である必要はない。

- (b) 控除。当社又は関係会社は、付与された本アワード、又は本アワード若しくは本プランに基づき支払われるべき支払い若しくはなされた譲渡から、本アワード、その行使、又はかかる本アワード若しくは本プランに基づく支払い若しくは譲渡に関して控除が必要となる又は認められる税（現金、株式、その他有価証券又はその他の本アワードによる）の金額を控除（関連する管轄区域の最大法定税率まで）し、かかる税金の支払いに関する法定控除義務を履行するために当社又は関係会社の意見により必要とされるその他の行為をなす権限を授権される。
- (c) その他の報酬の取決めに対する制限はない。本プランに含まれていないことによって、当社又は関係会社がその他の若しくは追加の報酬の取決めを承認する若しくは引き続き有効にすることが妨げられるものではなく、また、かかる取決めは、一般的に適用することも、特別な場合においてのみ適用することもできる。
- (d) 雇用に対する権利はない。本アワードの付与は、雇用契約を構成するものではなく、当社又は関係会社との雇用関係を継続させる権利を参加者へ付与するものであるとは解釈されない。また、当社又は関係会社は、本プラン又はアワード契約に明示的に別の規定がある場合を除き、随時、何ら責任を負うことなく、又は本プランに基づく何らの請求を受けることなく、参加者を従業員から解雇することができる。
- (e) 準拠法。本プランの有効性、正当性及び効力、並びに本プランに関係する規則及び規定は、抵触法にかかわらず、ニューヨーク州法及び適用ある連邦法に従って決定される。
- (f) 分離・独立性。本プラン又は本アワードのいずれかの規定が、無効である、違法である、又はいずれかの管轄において、若しくはいずれかの州若しくは本アワードについて強制不可能である場合、そのようになった場合、若しくはそのようにみなされる場合、又はかかる規定により本委員会が適用あるとみなす法の下で本プラン及び本アワードが不適格とされた場合、かかる規定は、適用法に従うために変更されたものと解釈される、若しくはみなされるものとする。また、本委員会の決定により、本プラン若しくは本アワードの意向を大きく修正しなければそのように変更されたものと解釈する又はみなすことができない場合は、かかる規定は、かかる管轄、人、又は本アワードについては削除され、本プラン及びかかる本アワードの残りの部分については、完全に効力を維持するものとする。
- (g) 信託又は基金は創設されない。本プラン又は本アワードは、当社若しくは関係会社と参加者若しくはその他の人との間に、いかなる信託若しくは独立した基金又は信託関係を創設するものではなく、また創設すると解釈されるものでもない。人が本アワードに従って当社又は関係会社から支払いを受ける権利を取得する限りにおいて、かかる権利は、当社又は関係会社の無担保の一般債権者の権利に優位するものではない。
- (h) 端株はない。本プラン若しくは本アワードに基づき端株は発行若しくは交付されない。また、本委員会は、端株のかわりに、現金又はその他有価証券で支払うか若しくは譲渡するか、又はかかる端株若しくはそれに対する権利を無効にするか、終了させるか又はその他の方法により廃止するかを決定する。

- (i) 見出し。本プランの条文及び条項の見出しは、参照の便宜をはかることのみを目的としている。かかる見出しは、本プラン若しくはその規定の解釈にとって必要なものである又は直接関係するものであるとはみなされない。
- (j) 補償。ニューヨーク州法の要件に従い、取締役会若しくは取締役会に任命された本委員会のメンバー又は第3条に従い権限を委任された当社役員若しくは課長である若しくは過去にそうであった各人は、当該者が当事者であるか、本プランに基づく行為若しくは行為の不履行により関係している請求、裁判、訴訟、又は法的手続きに関連して若しくはそれらの結果、当該者が課される又は合理的に負担するいかなる損失、費用、責任、若しくは支出に対して、並びに、当社の承認がある場合には、それらの和解にあたり当該者が支払った、若しくは当該者に対する当該裁判、訴訟若しくは法的手続きの判決に対して当該者が支払った金額全てを、当社により補償及び免責される。ただし、当該者は当社に対して、当該損失、費用、責任又は支出が当該者の意図的な違法行為でない限り、また法律に明示的に規定されている場合を除き、当該者自身がこれらに対する対処及び防衛を引き受ける前に、当社が当社の費用でこれらに対する対処及び防衛を行う機会を与えるものとする。上記の補償の権利は、当該者が有する当社の基本定款若しくは附属定款、若しくは法令その他に基づき有するその他の補償の権利、又は当社の補償し免責する権利を排除するものではない。
- (k) 法第409条Aの遵守。本委員会が別途定めている範囲を除き、法第409条Aに基づく追加税又は罰金の賦課を回避するため、本プランに基づく本アワードは法第409条A(及び同条の下に発行される財務省指針及び規則)の要件から免除されるか、当該要件を満たすことを意図している。本プランの規定に基づき計画された本アワード、アワード契約、支払い、分配、繰延の選択、取引、又はその他の決議若しくは取決めを引き受けた場合に、参加者が法第409条Aに基づく追加税又はその他の罰金に服すると本委員会が判断した場合、本委員会が別途規定していない限り、かかる本アワード、アワード契約、支払い、分配、繰延の選択、取引又はその他の決議若しくは取決めは、それらが当該結果をもたらす限度において効力を有することはなく、本プラン及び/又はアワード契約の関連する規定が修正されたとみなされる、又は、必要な場合、本委員会が適切と判断する限度において、法第409条Aの要件を遵守する目的で中止される。いずれの場合も、参加者の同意又は参加者への通知を必要としない。
- (l) 税務上の資格に関する表明又は誓約は行わない。当社は、(i)本アワードが合衆国又は外国の税務上の優遇措置(法第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプション又はフランスの適格ストック・オプション等)の資格を取得する、又は(ii)税務上の不利益な取扱い(法第409条Aに基づく等)を回避するよう努力するが、当社はその効果についての表明を行わず、税務上の優遇措置の維持又は不利益な取扱いの回避に関する誓約を明示的に否認する。当社は、その事業活動において、本プランに基づく本アワードの所持人に対する潜在的な税務上の悪影響を考慮することなく、制約を受けないものとする。

- (m) 合衆国外の従業員に対する本アワード。本委員会は、本プランの対象となる関係会社及び本プランの参加者資格を有する合衆国外の従業員を決定する権利及び権限を有する。本委員会は、地域の法律、手続き及び慣例の特定の要件と調整するため、本プランの運営管理に関する規則、手続き又は下位プランを採択、修正又は廃止できる。上記の一般性を制限することなく、本委員会は、死亡、障害若しくは定年退職又は雇用の終了の際の権利、アワードの行使若しくは決済の際に利用可能な方法、所得、社会保険料及び給与に対する税の支払い、源泉徴収手続き、並びに株券若しくはその他地域の要件により異なる所有権を表すしるしの取扱いを制限又は修正する規定を有する規則、手続き及び下位プランを採択する権限を具体的に授権される。本委員会は特定の関係会社又は地域に適用される規則、手続き又は下位プランを採択することもできる。
- (n) 法律の遵守。本プランに基づく本アワードの付与及び株式の発行は、適用ある全ての法律、規則、及び規定、並びに、必要な場合は行政機関又は当社の有価証券が上場している証券取引所の承認に従うものとする。当社は以下に先立ち本プランに基づき発行される株式の所有権に関する証拠を発行又は交付する義務を負わない。
- i. 当社が必要又は妥当であると判断した行政機関からの承認の取得。
 - ii. 当社が必要若しくは妥当であると判断した適用ある国内若しくは外国の法律若しくは行政組織の規則に基づく株式の登録、若しくはその他の適格認定の完了、又は当該登録若しくは適格認定が認められず、中止されたかその他効力を失った時。

本プランに基づく株式の適法な発行及び売却に当社の弁護士が必要とみなす承認を、管轄権を有する行政組織から当社が取得若しくは維持する能力がないか、又は実行不可能な場合、かかる必要な承認が取得されない範囲において、当該株式の発行若しくは売却の不履行に関して当社は免責されるものとする。

第9条 (本プランの発効日)

本プランは、修正及び再掲された通り、取締役会又は(当該修正及び再掲について特に株主の承認が求められた場合に限り)当社株主がこれを承認した日付をもって発効する。

第10条 (本プランの期間)

2017年における当社の年次総会日以降、本プランに基づく本アワードは付与されない。ただし、プラン又は適用されるアワード契約に明示的に異なる規定がある場合を除き、それ以前に付与された本アワードは、かかる日付を超えて延長することができ、また、かかる本アワードを変更、修正、調整、停止、中断若しくは終了する、又はかかる本アワードに基づく条件若しくは権利を放棄する本委員会の権限、及び本プランを変更する取締役会の権限も、かかる日付を超えて延長されるものとする。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1. 新株予約券の募集について

2018年3月19日より、当社は、本邦以外の地域において新株予約権証券（以下「新株予約権」という。）及び制限付ストック・ユニット（以下「制限付ストック・ユニット」という。）の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2018年5月31日に関東財務局に提出している。

報告内容は以下のとおりである。

A 新株予約権証券

(1) 有価証券の種類

新株予約権

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

41,594,800個

(ロ) 発行価格

0米ドル（0円）

（注）本報告書において括弧内の円金額は、1米ドル=107.30円の換算率（株式会社三菱東京UFJ銀行の2018年2月19日現在の対顧客電信直物売相場）により計算されている。

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル（0円）

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類

当社記名式額面普通株式（額面0.06米ドル）（以下「当社普通株式」という。）

2. 株式の内容

- () 会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会の決議又は取締役会の決議等により定めた内容

該当事項なし

- () 単元株式数

該当事項なし

- () 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定めを定款に定めている場合には、その旨及びその理由

当社の基本定款では、当社が普通株式の他、優先株式(1株の額面1米ドル、授權株式数:50,000,000株)を発行することができるものと定められている。当社取締役会は、基本定款及び法律に定められた制限に従い、優先株式のシリーズを発行する権限を有する。また、事業会社法に従い、証書を登録することにより各シリーズに含まれる株式の数を決定し、各シリーズの株式の名称、関係する権利、優先権及び制限を定めることができる。

3. 株式の数

新株予約権 1個当たり 1株

(全ての新株予約権が行使された場合の総株式数:41,594,800株)

(注)

(i) 配当又はその他の分配(現金、株式、又はその他有価証券の形態を問わない。)、資本組み入れ、株式分割、株式併合、再建、合併、新設合併、分割、スピン・オフ、コンビネーション、買戻し、又は当社の株式若しくはその他有価証券の交換、当社の株式若しくはその他有価証券を購入するワラント若しくはその他の権利の発行、又はその他同様の企業取引若しくは事由が会計基準編纂書トピック 718(若しくはその承継条項)に定義される意味における資本再編取引(equity restructuring transaction)を構成する、又はその他株式に影響を与えると本委員会が判断した場合、本委員会(「本委員会」とは、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー2007年長期インセンティブ・プラン(その後の改正を含む。)(以下「本プラン」という。))第3条の規定に従って決議を行う当社の取締役会の委員会を意味し、本プランの管理運営のため取締役会によって指名され、3名以上の非従業員取締役で構成される。)は本プランに基づき利用可能となる利益又は潜在的利益の希釈化又は拡大化を防止するために適切であると本委員会が判断した方法で、以下を調整する。

(A) 新株予約権の対象となる、株式又はその他の有価証券の数と種類(制限付株式、制限付ストック・ユニット、業績アワード又はその他の株式ベースのアワードの形態で付与することが可能な株式の数に関しては、本プラン第4条(a)(i)に記載される限定を含む。)

(B) 発行済新株予約権の対象となる株式又はその他の有価証券の数と種類

(C) 本プラン第6条(g)(v)及び(vi)に基づき、年次参加者制限が記載される株式又はその他の有価証券の数と種類

(D) 新株予約権を付与、購入若しくは行使する際の価格、又は適切であるとみなされる場合、発行済新株予約権の所持人に対する現金支払の引当てをなす。

(E) その他発行済新株予約権に適切な価値の判断をなす。

但し、いずれの場合も、インセンティブ・ストック・オプションの形態による新株予約権に関して、かかる調整を許可したとき本プランが1986年米国内国歳入法第422条(b)(1)又はその修正条項に抵触する結果となる恐れがある限度において、かかる調整は許可されない。さらに、株式で表示される新株予約権の対象となる株式数は常に整数とする。

(ii) 特定の買収の際の新株予約権の調整。当社又は関係会社が、他の事業又は他の会社若しくは事業体の買収に関連して従業員に対する発行済新株予約権若しくは将来のかかる新株予約権を授与する権利若しくは義務を引き受ける場合、本委員会は、新株予約権の条件に関して、本プランの条件に違反しない調整で、調整後、引き受けた新株予約権と本プランに基づき付与される新株予約権の関係が合理的に同等となるか又はその他の衡平関係になるために適切と判断される調整をなすことができる。

(iii) 特定の異例事態又は臨時事態が発生した際の新株予約権の調整。当社、関係会社、又は当社若しくは関係会社の財務諸表に影響を与える異例事態若しくは臨時事態、又は適用法令若しくは会計原則の変更が認められた場合、本プランに基づき利用可能となる利益若しくは潜在的な利益の希釈化又は拡大化を防止するために調整が適当であると本委員会が判断した時にはいつでも、本委員会は、新株予約権の要件及び新株予約権に含まれる基準を調整する権限を授権される。

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1. 新株予約権の行使時の払込金額

585,238,836米ドル(62,796,127,102.8円)

2. 行使価格

14.07米ドル(1,509.71円)

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(以下「行使価格」という。)は、2018年3月19日のニューヨーク証券取引市場における当社普通株式の終値と同額である。

(注)上記(二)(注)参照。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2019年3月19日から2028年3月19日まで

(ト) 新株予約権の行使の条件

3年間、付与された新株予約権のうち20%が毎年行使可能となる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

該当事項なし

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡制限。本委員会による別段の定めがない限り、新株予約権及びかかる新株予約権に基づく権利は、遺言又は法律による相続若しくは財産分与による場合を除き、新株予約権者は移転、売却又は譲渡することはできない。但し、本委員会が定める場合、新株予約権者は、本委員会が定める方法により、新株予約権者の死亡時に新株予約権に関して新株予約権者の権利を行使する受益者を指定することができる。新株予約権及び新株予約権に基づく権利は、それぞれ、新株予約権者が生存する間は新株予約権者のみがこれを行使可能であるが、適用法が認める場合、新株予約権者の後見人又は法定代理人が行使し得る。新株予約権及びかかる新株予約権に基づく権利は、担保、譲渡、差押え又はその他抵当の対象とすることができず、また、これを対象とした担保、譲渡、差押え又は抵当は当社又は関係会社に対して無効であり、強制力を有しない。

(3) 発行方法

新株予約権者（2,447名）に対し、新株予約権付与証書を交付する。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、チェコ共和国、エジプト、フランス、ドイツ、ガーナ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、ケニア、大韓民国、レバノン、マレーシア、メキシコ、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、ポーランド、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベトナム

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額： 585,198,836米ドル（62,796,087,102.8円）（注）

（注）手取金の総額は、全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額（585,238,836米ドル（62,796,127,102.8円））から、発行諸費用の概算額（40,000米ドル（4,292,000円））を控除した額である。

用途：本新株予約権の募集は、当社及びその関係会社の選抜された従業員が当社の成長及び業績につき所有利益を得ることを奨励し、当社の将来の成功及び繁栄に貢献するインセンティブを高めることにより、株主の利益のため当社の企業価値を高めること、並びに当社の成長、発展及び収益の維持にきわめて重要である特に有能な社員を当社及び関係会社が獲得し、維持する能力を高めることを目的として、これらの従業員にストック・オプションを付与するものであり、資金調達を目的としていない。また、権利確定後の新株予約権行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。従って、事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

(7) 発行年月日

2018年3月19日以降（米国現地時間）

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

B 制限付ストック・ユニット

(1) 有価証券の種類

制限付ストック・ユニット

(2) 制限付ストック・ユニットの内容等

(イ) 発行数

19,277,330個

(ロ) 発行価格

0米ドル（0円）

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル（0円）

(ニ) 制限付ストック・ユニットの目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類

当社記名式額面普通株式（額面0.06米ドル）（以下「当社普通株式」という。）

2. 株式の内容

- () 会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会の決議又は取締役会の決議等により定めた内容

該当事項なし

- () 単元株式数

該当事項なし

- () 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定めを定款に定めている場合には、その旨及びその理由

当社の基本定款では、当社が普通株式の他、優先株式（1株の額面1米ドル、授權株式数：50,000,000株）を発行できると定められている。当社取締役会は、基本定款及び法律に定められた制限に従い、優先株式のシリーズを発行する権限を有する。また、事業会社法に従い、証書を登録することにより各シリーズに含まれる株式の数を決定し、各シリーズの株式の名称、関係する権利、優先権及び制限を定めることができる。

3. 株式の数

制限付ストック・ユニット1個当たり1株

(全ての制限付ストック・ユニットが行使された場合の総株式数：19,277,330株)

(注)

(i) 配当又はその他の分配(現金、株式、又はその他有価証券の形態を問わない。)、資本組み入れ、株式分割、株式併合、再建、合併、新設合併、分割、スピン・オフ、コンビネーション、買戻し、又は当社の株式若しくはその他有価証券の交換、当社の株式若しくはその他有価証券を購入するワラント若しくはその他の権利の発行、又はその他同様の企業取引若しくは事由が会計基準編纂書トピック718(若しくはその承継条項)に定義される意味における資本再編取引(equity restructuring transaction)を構成する、又はその他株式に影響を与えると本委員会が判断した場合、本委員会(「本委員会」とは、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー2007年長期インセンティブ・プラン(その後の改正を含む。)(以下「本プラン」という。))第3条の規定に従って決議を行う当社の取締役会の委員会を意味し、本プランの管理運営のため取締役会によって指名され、3名以上の非従業員取締役で構成される。)は本プランに基づき利用可能となる利益又は潜在的利益の希釈化又は拡大化を防止するために適切であると本委員会が判断した方法で、以下を調整する。

(A) 制限付ストック・ユニットの対象となる、株式又はその他の有価証券の数と種類(制限付株式、制限付ストック・ユニット、業績アワード又はその他の株式ベースのアワードの形態で付与することが可能な株式の数に関しては、本プラン第4条(a)(i)に記載される限定を含む。)

(B) 発行済制限付ストック・ユニットの対象となる株式又はその他の有価証券の数と種類

(C) 本プラン第6条(g)(v)及び(vi)に基づき、年次参加者制限が記載される株式又はその他有価証券の数と種類

(D) 制限付ストック・ユニットを付与、購入若しくは行使する際の価格、又は適切であるとみなされる場合、発行済制限付ストック・ユニットの所持人に対する現金支払の引当てをなす。

(E) その他発行済制限付ストック・ユニットに適切な価値の判断をなす。

但し、株式で表示される制限付ストック・ユニットの対象となる株式数は常に整数とする。

(ii) 特定の買収の際の制限付ストック・ユニットの調整。当社又は関係会社が、他の事業又は他の会社若しくは事業体の買収に関連して従業員に対する発行済制限付ストック・ユニット若しくは将来のかかる制限付ストック・ユニットを授与する権利若しくは義務を引き受ける場合、本委員会は、制限付ストック・ユニットの条件に関して、本プランの条件に違反しない調整で、調整後、引き受けた制限付ストック・ユニットと本プランに基づき付与される制限付ストック・ユニットの関係が合理的に同等となるか又はその他の衡平関係になるために適切と判断される調整をなすことができる。

(iii) 特定の異例事態又は臨時事態が発生した際の制限付ストック・ユニットの調整。当社、関係会社、又は当社若しくは関係会社の財務諸表に影響を与える異例事態若しくは臨時事態、又は適用法令若しくは会計原則の変更が認められた場合、本プランに基づき利用可能となる利益若しくは潜在的な利益の希釈化又は拡大化を防止するために調整が適切であると本委員会が判断した時にはいつでも、本委員会は、制限付ストック・ユニットの要件及び制限付ストック・ユニットに含まれる基準を調整する権限を授けられる。

(ホ) 制限付ストック・ユニットの行使に際して払い込むべき金額

1. 制限付ストック・ユニットの行使時の払込金額

0米ドル(0円)

2. 行使価格

0米ドル(0円)

(注)上記(二)(注)参照。

(ヘ) 制限付ストック・ユニットの行使期間

制限付ストック・ユニットは、2019年3月19日から2021年3月19日までに権利確定する。

(ト) 制限付ストック・ユニットの行使の条件

制限。制限付ストック・ユニットの株式は本委員会が適用あるアワード契約において設定しうる制限(制限付株式の議決権又は配当金若しくはその他の権利を受領する権利に対する制限を含むがこれらに限らない。)に服するが、かかる制限は本委員会が適切とみなすときに分割又はその他の方法で、単独で、又は合わせて失効する場合がある。本委員会が適切であるとみなす方法で証明された場合、かかる制限の失効の後、無制限株式が制限付株式の所持人に対してすみやかに交付される。

(チ) 制限付ストック・ユニットの行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

該当事項なし

(リ) 制限付ストック・ユニットの譲渡に関する事項

制限付ストック・ユニットの譲渡制限。本委員会による別段の定めがない限り、制限付ストック・ユニット及びかかる制限付ストック・ユニットに基づく権利は、遺言又は法律による相続若しくは財産分与による場合を除き、付与対象者は移転、売却又は譲渡することはできない。但し、本委員会が定める場合、付与対象者は、本委員会が定める方法により、付与対象者の死亡時に制限付ストック・ユニットに関して付与対象者の権利を行使する受益者を指定することができる。制限付ストック・ユニット及び制限付ストック・ユニットに基づく権利は、それぞれ、付与対象者が生存する間は付与対象者のみがこれを行使可能であるが、適用法が認める場合、付与対象者の後見人又は法定代理人が行使し得る。制限付ストック・ユニット及びかかる制限付ストック・ユニットに基づく権利は、担保、譲渡、差押え又はその他抵当の対象とすることができず、また、これを対象とした担保、譲渡、差押え又は抵当は当社又は関係会社に対して無効であり、強制力を有しない。

(3) 発行方法

付与対象者(9,904名)に対し、付与証書を交付する。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コートジボワール、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エジプト、エチオピア、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、コートジボワール、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、レバノン、クウェート、ラトビア、レバノン、リビア、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、プエルトリコ、カタール、ルーマニア、ロシア連邦、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベトナム

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額： 0米ドル（0円）

用途： 該当事項なし

(7) 発行年月日

2018年3月19日以降（米国現地時間）

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

C 提出者の資本金の額（2018年5月31日現在）

（イ）資本金の額

702百万米ドル（75,324.6百万円）

（ロ）発行済株式総数

普通株式 11,693,841千株

優先株式 5,940千株

（注）発行済株式総数には、自己株式3,003,406千株が含まれる。

2. 新株予約権の募集について

2018年2月9日の取締役会において決議された「GE従業員株式購買制度」(以下「本プラン」という。)に基づき、2018年6月1日に、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー(以下「当社」という。)が、本邦以外の地域において新株予約権証券(以下「新株予約権」という。)の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2018年6月6日に関東財務局に提出している。

報告内容は以下のとおりである。

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本新株予約権は、本プランに基づき、本プランの参加者が各給与期間内における自己の報酬の10%を上限として毎月給与天引により積み立てる株式購入資金(以下「拠出金」という。)により、2018年7月1日から同年9月30日の期間中の各暦月の最初の米国営業日に開始し、同期間中の各暦月の最後の米国営業日に終了する1ヵ月(以下「各購買期間」という。)の末日において、当該拠出金を各購買期間の末日における当社普通株式の時価で除した数の1.15倍の数の当社普通株式を取得する権利である(当社は参加者の拠出金の15%に相当する普通株式を参加者に拠出することとなる仕組みとなっている。)

したがって、当社株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。他方、拠出金の額はあらかじめ定められた金額によるため、変動することはない。

また、本新株予約権の行使時の普通株式1株当たりの払込金額は、各購買期間の末日(購買期間中の各月の最終の米国営業日)毎に、当該日における当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値を1.15で除した金額となる。

本新株予約権は、当社及びその他の参加企業の適格従業員に対するインセンティブ・プランとして付与されるものであり、本プランに定める条件の下で、当社による一部の拠出と併せて時価で当社普通株式を取得することができるようにすることを目的とするものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金の総額により決まるため、上記の払込金額につき下限は定められていない。また本プランによる割当株式数の上限は1億株である。

本プランにおける新株予約権の行使条件(本プランへの参加資格を充足し、各購買期間内における当該参加者の報酬の10%を超えない額の積み立てを行っていること)が満たされている場合、参加者の拠出金は自動的に各購買日に当社普通株式の購買に充当されるが、参加者がかかる行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性がある。

当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。但し、以下の場合、当社の新株予約権は消滅する。

- ・ 当社の清算又は解散が計画されている場合で、委員会がその裁量において別段の決定を行わない場合。かかる場合、清算又は解散手続終了直前に募集期間は終了し、未行使の全ての新株予約権は自動的に消滅し、払込金額に充当前の給与控除額は参加者に対し当社による追加拠出株式相当額が付されることなく、かつ無利息で全額返金される。
- ・ 当社の全資産若しくはそれに匹敵する資産の売却、又は他の者との吸収合併若しくは新設合併が計画されている場合。かかる場合、委員会の裁量により、(1)承継者が各新株予約権を引き受けるか、又はそれに代わる同等の新株予約権を発行し、(2)当該売却又は吸収合併若しくは新設合併の完了日以前の委員会が定める日をもって購買日とし、未行使の新株予約権は全てかかる日に行使可能とみなされ、或いは(3)未行使の新株予約権は全て消滅し、払込金額に充当前の給与控除額は各参加者に、当社による追加拠出株式相当額又は利息が付されることなく、返金される。
- ・ 参加者が、委員会の設定した管理上の手続に基づき、募集期間中随時、本プランへの拠出を中止し、参加を終了した場合。但し、当該事由発生前の給与控除額は購買期間における株式購買に充当される。
- ・ 参加者の雇用が、何らかの理由(退職、就業不能、死亡、参加会社以外の関係会社への移籍又は参加者の適格従業員としての資格喪失を含むが、これらに限定されない。)により終了した場合。但し、当該事由発生前の給与控除額は当該購買期間における株式購買に充当される。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

9,170,614.20個

発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。

本プランの参加者は、各給与期間内における自己の報酬の10%を上限として毎月給与天引により拠出金を積み立て、購買期間の最後の米国営業日(以下「購買日」という。)にかかる拠出金を購買価格で除した数の普通株式の購買に充当する。2018年7月1日から同年9月30日の期間における購買価格は、各購買日における当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値とする。また、当社は、参加者の拠出金の15%に相当する普通株式を参加者に拠出する。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(注) 本報告書において括弧内の円金額は、1米ドル=109.76円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2018年4月24日現在の対顧客電信直物売相場)により計算されている。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ小数第三位を四捨五入してある。

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類

当社記名式額面普通株式(額面0.06米ドル)(以下「当社普通株式」という。)

2. 株式の内容

- () 会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会の決議又は取締役会の決議等により定めた内容

該当事項なし

- () 単元株式数

該当事項なし

- () 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定めを定款に定めている場合には、その旨及びその理由

当社の基本定款では、当社が普通株式の他、優先株式(1株の額面1米ドル、授權株式数:50,000,000株)を発行することができる定められている。当社取締役会は、基本定款及び法律に定められた制限に従い、優先株式のシリーズを発行する権限を有する。また、ニューヨーク州事業会社法に従い、証書を登録することにより各シリーズに含まれる株式の数を決定し、各シリーズの株式の名称、関係する権利、優先権及び制限を定めることができる。

3. 株式の数

新株予約権1個当たり1株

(全ての新株予約権が行使された場合の総株式数:9,170,614.20)(注1)(注4)

- (注) 配当又はその他の分配(現金、当社普通株式、その他有価証券又はその他所有物などの形態に関わりなく)、資本組み入れ、株式分割、株式併合、再編、合併、新設合併、分割、スピン・オフ、コンビネーション、買戻し、若しくは当社普通株式又はその他有価証券との交換、当社普通株式又はその他有価証券を購買するワラントその他の権利の発行、その他株式に影響する同様の企業取引又は出来事により引き起こされる、本プランに基づく利益又は潜在的利益の希釈化又は拡大化を妨げるために調整が適切であると委員会が決定した場合、公平であると判断する方法で、()新株予約権の対象となる当社普通株式の数と種類、()未行使の新株予約権の目的である当社普通株式の数と種類、又は()新株予約権に関連する購買価格の一部又は全てを調整する。

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権 1個当たり12.77米ドル(1,401.64円)(全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額:117,064,883.88米ドル(12,849,041,654.67円))(注2)(注3)(注4)

(注)上記(二)(注)参照。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2018年7月31日、8月31日、9月28日

(ト) 新株予約権の行使の条件

本プランへの参加資格を充足し、各購買期間内における当該参加者の報酬の10%を超えない額の積み立てを行っていること。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

該当事項なし

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権は、譲渡することはできず、参加者の生涯を通じて、参加者のみにより行使されるものとする。参加者の相続人は取得した株式を売却又は譲渡することができる。

(3) 発行方法

新株予約権は、当社並びに当社の子会社及び関係会社に常時雇用されている従業員で一定の要件を満たす者(以下「適格従業員」という。)105,915人に付与される。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、フィンランド、ドイツ、ガーナ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ケニア、韓国、クエート、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額：117,024,883.88米ドル(12,844,651,254.67円)(注)

(注)手取金の総額は、全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額(117,064,883.88米ドル(12,849,041,654.67円))から、発行諸費用の概算額(40,000米ドル(4,390.40円))を控除した額である。

本新株予約権の募集は、GE及びその他の参加企業の適格従業員に対し、普通株式の購入によってGEの所有者であるとの意識を持つ機会を提供し、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを高揚することにより、株主利益のため会社の価値を高め、かつ参加企業にあっては、能力ある個人を採用・勤続出来る会社として当該企業の魅力を向上させることを目的として、当社による一部の抛出と併せて時価で当社普通株式を取得する権利を付与するものであり、資金調達を目的としていない。

また、上記の差引手取概算額117,024,883.88米ドル(12,844,651,254.67円)は、運転資金、設備投資及び子会社への投資等に充当する予定であるが、その具体的な内容及び支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2018年6月1日(米国現地時間)

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

(イ) 提出会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行又は売付けにより資金の調達をしようとする理由

当社及びその他の参加企業の適格従業員に対し、普通株式の購入によって当社の所有者であるとの意識を持つ機会を提供し、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを高揚することにより、株主利益のため会社の価値を高め、かつ参加企業にあっては、能力ある個人を採用・勤続出来る会社として当該企業の魅力を向上させるため。

(ロ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

本プランの規則等に従った運用がされる他、取得者と提出会社との間の特別な取決めはない。

(ハ) 提出会社の株券の売買に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当事項なし

- (二) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし

- (ホ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

- (10) 提出者の資本金の額(2018年6月6日現在)

- (イ) 資本金の額

702百万米ドル(77,051.52百万円)

- (ロ) 発行済株式総数

普通株式 11,693,841千株

優先株式 5,940千株

(注) 発行済普通株式の総数には、自己株式3,003,406千株が含まれる。

- (注1) 「新株予約権の目的となる株式の数」(全ての新株予約権が行使された場合)は、「新株予約権の行使時の払込金額」(全ての新株予約権が行使された場合)に1.15を乗じ、これを当社普通株式のニューヨーク証券取引所における2018年4月24日の終値である1株14.68米ドル(1,611.28円)で除したものである。
- (注2) 「新株予約権の行使時の払込金額」(全ての新株予約権が行使された場合)は、適格従業員の平均報酬月額を約3,684.24米ドル(約404,382.18円)とし、適格従業員(105,915人)全員が本プランに加入し、かつ全員が3ヶ月間自己の報酬の10%を拠出金とした場合の金額である。
- (注3) 新株予約権の行使に際して発行される株式1株当たりの払込額は、「新株予約権の行使時の払込金額」(全ての新株予約権が行使された場合)を「新株予約権の目的となる株式の数」(全ての新株予約権が行使された場合)で除した額である。
- (注4) ここで記載した金額及び数値は、全て、当社普通株式のニューヨーク証券取引所における2018年4月24日の終値である1株14.68米ドル(1,611.28円)を基に算出した金額及び数であり、実際金額及び数値は、毎月最終の米国営業日における当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値により算出される。

3. 新株予約権の募集について

2018年2月9日の取締役会において決議された「GE従業員株式購買制度」(以下「本プラン」という。)に基づき、2018年9月1日に、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー(以下「当社」という。)が、本邦以外の地域において新株予約権証券(以下「新株予約権」という。)の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2018年9月3日に関東財務局に提出している。

報告内容は以下のとおりである。

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本新株予約権は、本プランに基づき、本プランの参加者が各給与期間内における自己の報酬の10%を上限として毎月給与天引により積み立てる株式購入資金(以下「拠出金」という。)により、2018年10月1日から同年12月31日の期間中の各暦月の最初の米国営業日に開始し、同期間中の各暦月の最後の米国営業日に終了する1ヵ月(以下「各購買期間」という。)の末日において、当該拠出金を各購買期間の末日における当社普通株式の時価で除した数の1.15倍の数の当社普通株式を取得する権利である(当社は参加者の拠出金の15%に相当する普通株式を参加者に拠出することとなる仕組みとなっている。)

したがって、当社株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。他方、拠出金の額はあらかじめ定められた金額によるため、変動することはない。

また、本新株予約権の行使時の普通株式1株当たりの払込金額は、各購買期間の末日(購買期間中の各月の最終の米国営業日)毎に、当該日における当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値を1.15で除した金額となる。

本新株予約権は、当社及びその他の参加企業の適格従業員に対するインセンティブ・プランとして付与されるものであり、本プランに定める条件の下で、当社による一部の拠出と併せて時価で当社普通株式を取得することができるようにすることを目的とするものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金の総額により決まるため、上記の払込金額につき下限は定められていない。また本プランによる割当株式数の上限は1億株である。

本プランにおける新株予約権の行使条件(本プランへの参加資格を充足し、各購買期間内における当該参加者の報酬の10%を超えない額の積み立てを行っていること)が満たされている場合、参加者の拠出金は自動的に各購買日に当社普通株式の購買に充当されるが、参加者がかかる行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性がある。

当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。但し、以下の場合、当社の新株予約権は消滅する。

- ・当社の清算又は解散が計画されている場合で、委員会がその裁量において別段の決定を行わない場合。かかる場合、清算又は解散手続終了直前に募集期間は終了し、未行使の全ての新株予約権は自動的に消滅し、払込金額に充当前の給与控除額は参加者に対し当社による追加拠出株式相当額が付されることなく、かつ無利息で全額返金される。

- ・ 当社の全資産若しくはそれに匹敵する資産の売却、又は他の者との吸収合併若しくは新設合併が計画されている場合。かかる場合、委員会の裁量により、(1)承継者が各新株予約権を引き受けるか、又はそれに代わる同等の新株予約権を発行し、(2)当該売却又は吸収合併若しくは新設合併の完了日以前の委員会が定める日をもって購買日とし、未行使の新株予約権は全てかかる日に行使可能とみなされ、或いは(3)未行使の新株予約権は全て消滅し、払込金額に充当前の給与控除額は各参加者に、当社による追加拠出株式相当額又は利息が付されることなく、返金される。
- ・ 参加者が、委員会の設定した管理上の手続に基づき、募集期間中随時、本プランへの拠出を中止し、参加を終了した場合。但し、当該事由発生前の給与控除額は購買期間における株式購買に充当される。
- ・ 参加者の雇用が、何らかの理由(退職、就業不能、死亡、参加会社以外の関係会社への移籍又は参加者の適格従業員としての資格喪失を含むが、これらに限定されない。)により終了した場合。但し、当該事由発生前の給与控除額は当該購買期間における株式購買に充当される。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

9,625,028.78個

発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。

本プランの参加者は、各給与期間内における自己の報酬の10%を上限として毎月給与天引により拠出金を積み立て、購買期間の最後の米国営業日(以下「購買日」という。)にかかる拠出金を購買価格で除した数の普通株式の購買に充当する。2018年10月1日から同年12月31日の期間における購買価格は、各購買日における当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値とする。また、当社は、参加者の拠出金の15%に相当する普通株式を参加者に拠出する。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(注)本報告書において括弧内の円金額は、1米ドル=112.30円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2018年7月25日現在の対顧客電信直物売相場)により計算されている。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ小数第三位を四捨五入してある。

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類

当社記名式額面普通株式(額面0.06米ドル)(以下「当社普通株式」という。)

2. 株式の内容

- () 会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会の決議又は取締役会の決議等により定めた内容

該当事項なし

- () 単元株式数

該当事項なし

- () 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定めを定款に定めている場合には、その旨及びその理由

当社の基本定款では、当社が普通株式の他、優先株式(1株の額面1米ドル、授權株式数:50,000,000株)を発行することができるものと定められている。当社取締役会は、基本定款及び法律に定められた制限に従い、優先株式のシリーズを発行する権限を有する。また、ニューヨーク州事業会社法に従い、証書を登録することにより各シリーズに含まれる株式の数を決定し、各シリーズの株式の名称、関係する権利、優先権及び制限を定めることができる。

3. 株式の数

新株予約権1個当たり1株

- (全ての新株予約権が行使された場合の総株式数:9,625,028.78)(注1)(注4)

- (注) 配当又はその他の分配(現金、当社普通株式、その他有価証券又はその他所有物などの形態に関わりなく)、資本組み入れ、株式分割、株式併合、再編、合併、新設合併、分割、スピン・オフ、コンビネーション、買戻し、若しくは当社普通株式又はその他有価証券との交換、当社普通株式又はその他有価証券を購買するワラントその他の権利の発行、その他株式に影響する同様の企業取引又は出来事により引き起こされる、本プランに基づく利益又は潜在的利益の希釈化又は拡大化を妨げるために調整が適切であると委員会が決定した場合、公平であると判断する方法で、()新株予約権の対象となる当社普通株式の数と種類、()未行使の新株予約権の目的である当社普通株式の数と種類、又は()新株予約権に関連する購買価格の一部又は全てを調整する。

- (ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権1個当たり11.40米ドル(1,280.22円)(全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額:109,725,328.08米ドル(12,322,154,343.38円))(注2)(注3)(注4)

- (注) 上記(二)(注)参照。

- (ヘ) 新株予約権の行使期間

2018年10月31日、11月30日、12月31日

(ト) 新株予約権の行使の条件

本プランへの参加資格を充足し、各購買期間内における当該参加者の報酬の10%を超えない額の積み立てを行っていること。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

該当事項なし

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権は、譲渡することはできず、参加者の生涯を通じて、参加者のみにより行使されるものとする。参加者の相続人は取得した株式を売却又は譲渡することができる。

(3) 発行方法

新株予約権は、当社並びに当社の子会社及び関係会社に常時雇用されている従業員で一定の要件を満たす者(以下「適格従業員」という。)101,736人に付与される。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、フィンランド、ドイツ、ガーナ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ケニア、韓国、クエート、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額：109,685,328.08米ドル(12,317,662,343.38円)(注)

(注)手取金の総額は、全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額(109,725,328.08米ドル(12,322,154,343.38円))から、発行諸費用の概算額(40,000米ドル(4,492,000円))を控除した額である。

本新株予約権の募集は、GE及びその他の参加企業の適格従業員に対し、普通株式の購入によってGEの所有者であるとの意識を持つ機会を提供し、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを高揚することにより、株主利益のため会社の価値を高め、かつ参加企業にあっては、能力ある個人を採用・勤続出来る会社として当該企業の魅力を向上させることを目的として、当社による一部の抛出と併せて時価で当社普通株式を取得する権利を付与するものであり、資金調達を目的としていない。

また、上記の差引手取概算額109,685,328.08米ドル(12,317,662,343.38円)は、運転資金、設備投資及び子会社への投資等に充当する予定であるが、その具体的な内容及び支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2018年9月1日(米国現地時間)

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

(イ) 提出会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行又は売付けにより資金の調達をしようとする理由

当社及びその他の参加企業の適格従業員に対し、普通株式の購入によって当社の所有者であるとの意識を持つ機会を提供し、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを高揚することにより、株主利益のため会社の価値を高め、かつ参加企業にあっては、能力ある個人を採用・勤続出来る会社として当該企業の魅力を向上させるため。

(ロ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

本プランの規則等に従った運用がされる他、取得者と提出会社との間の特別な取決めはない。

(ハ) 提出会社の株券の売買に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当事項なし

(ニ) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし

(ホ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(10) 提出者の資本金の額(2018年9月3日現在)

(イ) 資本金の額

702百万米ドル(78,834.60百万円)

(口) 発行済株式総数

普通株式 11,693,841千株
優先株式 5,940千株

(注) 発行済普通株式の総数には、自己株式3,002,613千株が含まれる。

- (注1) 「新株予約権の目的となる株式の数」(全ての新株予約権が行使された場合)は、「新株予約権の行使時の払込金額」(全ての新株予約権が行使された場合)に1.15を乗じ、これを当社普通株式のニューヨーク証券取引所における2018年7月25日の終値である1株13.11米ドル(1,472.25円)で除したものである。
- (注2) 「新株予約権の行使時の払込金額」(全ての新株予約権が行使された場合)は、適格従業員の平均報酬月額を約3,595.10米ドル(約403,729.73円)とし、適格従業員(101,736人)全員が本プランに加入し、かつ全員が3ヶ月間自己の報酬の10%を拠出金とした場合の金額である。
- (注3) 新株予約権の行使に際して発行される株式1株当たりの払込額は、「新株予約権の行使時の払込金額」(全ての新株予約権が行使された場合)を「新株予約権の目的となる株式の数」(全ての新株予約権が行使された場合)で除した額である。
- (注4) ここで記載した金額及び数値は、全て、当社普通株式のニューヨーク証券取引所における2018年7月25日の終値である1株13.11米ドル(1,472.25円)を基に算出した金額及び数であり、実際の金額及び数値は、毎月最終の米国営業日における当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値により算出される。

4. 新株予約権の募集について

2018年2月9日の取締役会において決議された「GE従業員株式購買制度」(以下「本プラン」という。)に基づき、2018年12月1日に、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー(以下「当社」という。)が、本邦以外の地域において新株予約権証券(以下「新株予約権」という。)の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2018年12月12日に関東財務局に提出している。

報告内容は以下のとおりである。

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券

当該有価証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本新株予約権は、本プランに基づき、本プランの参加者が各給与期間内における自己の報酬の10%を上限として毎月給与天引により積み立てる株式購入資金(以下「拠出金」という。)により、2019年1月1日から同年6月30日の期間中の各暦月の最初の米国営業日に開始し、同期間中の各暦月の最後の米国営業日に終了する1ヵ月(以下「各購買期間」という。)の末日において、当該拠出金を各購買期間の末日における当社普通株式の時価で除した数の1.15倍の数の当社普通株式を取得する権利である(当社は参加者の拠出金の15%に相当する普通株式を参加者に拠出することとなる仕組みとなっている。)

したがって、当社株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。他方、拠出金の額はあらかじめ定められた金額によるため、変動することはない。

また、本新株予約権の行使時の普通株式1株当たりの払込金額は、各購買期間の末日(購買期間中の各月の最終の米国営業日)毎に、当該日における当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値を1.15で除した金額となる。

本新株予約権は、当社及びその他の参加企業の適格従業員に対するインセンティブ・プランとして付与されるものであり、本プランに定める条件の下で、当社による一部の拠出と併せて時価で当社普通株式を取得することができるようにすることを目的とするものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金の総額により決まるため、上記の払込金額につき下限は定められていない。また本プランによる割当株式数の上限は1億株である。

本プランにおける新株予約権の行使条件(本プランへの参加資格を充足し、各購買期間内における当該参加者の報酬の10%を超えない額の積み立てを行っていること)が満たされている場合、参加者の拠出金は自動的に各購買日に当社普通株式の購買に充当されるが、参加者がかかる行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性がある。

当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。但し、以下の場合、当社の新株予約権は消滅する。

- ・ 当社の清算又は解散が計画されている場合で、委員会がその裁量において別段の決定を行わない場合。かかる場合、清算又は解散手続終了直前に募集期間は終了し、未行使の全ての新株予約権は自動的に消滅し、払込金額に充当前の給与控除額は参加者に対し当社による追加拠出株式相当額が付されることなく、かつ無利息で全額返金される。
- ・ 当社の全資産若しくはそれに匹敵する資産の売却、又は他の者との吸収合併若しくは新設合併が計画されている場合。かかる場合、委員会の裁量により、(1)承継者が各新株予約権を引き受けるか、又はそれに代わる同等の新株予約権を発行し、(2)当該売却又は吸収合併若しくは新設合併の完了日以前の委員会が定める日をもって購買日とし、未行使の新株予約権は全てかかる日に行使可能とみなされ、あるいは(3)未行使の新株予約権は全て消滅し、払込金額に充当前の給与控除額は各参加者に、当社による追加拠出株式相当額又は利息が付されることなく、返金される。
- ・ 参加者が、委員会の設定した管理上の手続に基づき、募集期間中随時、本プランへの拠出を中止し、参加を終了した場合。但し、当該事由発生前の給与控除額は購買期間における株式購買に充当される。
- ・ 参加者の雇用が、何らかの理由(退職、就業不能、死亡、参加会社以外の関係会社への移籍又は参加者の適格従業員としての資格喪失を含むが、これらに限定されない。)により終了した場合。但し、当該事由発生前の給与控除額は当該購買期間における株式購買に充当される。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

24,631,146.44個

発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。

本プランの参加者は、各給与期間内における自己の報酬の10%を上限として毎月給与天引により拠出金を積み立て、購買期間の最後の米国営業日(以下「購買日」という。)にかかる拠出金を購買価格で除した数の普通株式の購買に充当する。2019年1月1日から同年6月30日の期間における購買価格は、各購買日における当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値とする。また、当社は、参加者の拠出金の15%に相当する普通株式を参加者に拠出する。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(注)本報告書において括弧内の円金額は、1米ドル=113.51円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2018年10月30日現在の対顧客電信直物売相場)により計算されている。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ小数第三位を四捨五入してある。

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類

当社記名式額面普通株式(額面0.06米ドル)(以下「当社普通株式」という。)

2. 株式の内容

- () 会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会の決議又は取締役会の決議等により定めた内容

該当事項なし

- () 単元株式数

該当事項なし

- () 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定めを定款に定めている場合には、その旨及びその理由

当社の基本定款では、当社が普通株式の他、優先株式(1株の額面1米ドル、授權株式数:50,000,000株)を発行することができる定められている。当社取締役会は、基本定款及び法律に定められた制限に従い、優先株式のシリーズを発行する権限を有する。また、ニューヨーク州事業会社法に従い、証書を登録することにより各シリーズに含まれる株式の数を決定し、各シリーズの株式の名称、関係する権利、優先権及び制限を定めることができる。

3. 株式の数

新株予約権 1個当たり 1株

(全ての新株予約権が行使された場合の総株式数: 24,631,146.44) (注1) (注4)

(注) 配当又はその他の分配(現金、当社普通株式、その他有価証券又はその他所有物などの形態に関わりなく)、資本組み入れ、株式分割、株式併合、再編、合併、新設合併、分割、スピン・オフ、コンビネーション、買戻し、若しくは当社普通株式又はその他有価証券との交換、当社普通株式又はその他有価証券を購入するワラントその他の権利の発行、その他株式に影響する同様の企業取引又は出来事により引き起こされる、本プランに基づく利益又は潜在的利益の希釈化又は拡大化を妨げるために調整が適切であると委員会が決定した場合、公平であると判断する方法で、()新株予約権の対象となる当社普通株式の数と種類、()未行使の新株予約権の目的である当社普通株式の数と種類、又は()新株予約権に関連する購買価格の一部又は全てを調整する。

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権 1個当たり8.85米ドル(1,004.56円)

(全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額: 218,039,192.04米ドル(24,749,628,688.46円)) (注2) (注3) (注4)

(注) 上記(二) (注) 参照

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2019年1月31日、2月28日、3月29日、4月30日、5月31日、6月28日

(ト) 新株予約権の行使の条件

本プランへの参加資格を充足し、各購買期間内における当該参加者の報酬の10%を超えない額の積み立てを行っていること。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

該当事項なし

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権は、譲渡することはできず、参加者の生涯を通じて、参加者のみにより行使されるものとする。参加者の相続人は取得した株式を売却又は譲渡することができる。

(3) 発行方法

新株予約権は、当社並びに当社の子会社及び関係会社に常時雇用されている従業員で一定の要件を満たす者(以下「適格従業員」という。) 109,436人に付与される。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、フィンランド、ドイツ、ガーナ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ケニア、韓国、クエート、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額：217,999,192.04米ドル(24,745,088,288.46円)(注)

(注)手取金の総額は、全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額(218,039,192.04米ドル(24,749,628,688.46円))から、発行諸費用の概算額(40,000米ドル(4,540,400円))を控除した額である。

本新株予約権の募集は、GE及びその他の参加企業の適格従業員に対し、普通株式の購入によってGEの所有者であるとの意識を持つ機会を提供し、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを高揚することにより、株主利益のため会社の価値を高め、かつ参加企業にあっては、能力ある個人を採用・勤続出来る会社として当該企業の魅力を向上させることを目的として、当社による一部の拠出と併せて時価で当社普通株式を取得する権利を付与するものであり、資金調達を目的としていない。

また、上記の差引手取概算額217,999,192.04米ドル(24,745,088,288.46円)は、運転資金、設備投資及び子会社への投資等に充当する予定であるが、その具体的な内容及び支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2018年12月1日(米国現地時間)

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

(イ) 提出会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行又は売付けにより資金の調達をしようとする理由

当社及びその他の参加企業の適格従業員に対し、普通株式の購入によって当社の所有者であるとの意識を持つ機会を提供し、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを高揚することにより、株主利益のため会社の価値を高め、かつ参加企業にあっては、能力ある個人を採用・勤続出来る会社として当該企業の魅力を向上させるため。

- (ロ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

本プランの規則等に従った運用がされる他、取得者と提出会社との間の特別な取決めはない。

- (ハ) 提出会社の株券の売買に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当事項なし

- (ニ) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし

- (ホ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

- (10) 提出者の資本金の額(2018年9月30日現在)

- (イ) 資本金の額

702百万米ドル(79,684.02百万円)

- (ロ) 発行済株式総数

普通株式 11,693,841千株

優先株式 5,940千株

(注) 発行済普通株式の総数には、自己株式2,995,725千株が含まれる。

- (注1) 「新株予約権の目的となる株式の数」(全ての新株予約権が行使された場合)は、「新株予約権の行使時の払込金額」(全ての新株予約権が行使された場合)に1.15を乗じ、これを当社普通株式のニューヨーク証券取引所における2018年10月30日の終値である1株10.18米ドル(1,155.53円)で除したものである。

- (注2) 「新株予約権の行使時の払込金額」(全ての新株予約権が行使された場合)は、適格従業員の平均報酬月額を約3,320.65米ドル(約376,926.98円)とし、適格従業員(109,436人)全員が本プランに加入し、かつ全員が6ヶ月間自己の報酬の10%を拠出金とした場合の金額である。

- (注3) 新株予約権の行使に際して発行される株式1株当たりの払込額は、「新株予約権の行使時の払込金額」(全ての新株予約権が行使された場合)を「新株予約権の目的となる株式の数」(全ての新株予約権が行使された場合)で除した額である。

- (注4) ここで記載した金額及び数値は、全て、当社普通株式のニューヨーク証券取引所における2018年10月30日の終値である1株10.18米ドル(1,155.53円)を基に算出した金額及び数であり、実際金額及び数値は、毎月最終の米国営業日における当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値により算出される。

5. 2018年第3四半期の業績

- ・ 2018年第3四半期のGAAP継続事業のEPSはマイナス2.63ドル
- ・ 2018年第3四半期の調整後EPS(非GAAP)は0.14ドル
- ・ GE CFOA(GAAP)はマイナス34億ドル;調整後GEインダストリアル事業キャッシュフロー(非GAAP)は11億ドル-a)
- ・ GEパワーに関連し、税引き前で220億ドルの非現金のれん減損費用を計上
- ・ GEは四半期配当を次回配当(2018年12月を予定)から一株当たり0.01ドルへ減額する予定
- ・ GEはGEパワーのコスト構造を改善し、執行のアジリティ(俊敏性)を高め、顧客及び投資家により良い結果をもたらすため、GEパワーの再編を予定している

ボストン - 2018年10月30日 - GE(NYSE:GE)は、本日、2018年9月30日終了四半期の決算を発表しました。当社はGAAP継続事業で一株当たり2.63ドルの損失を報告しました。添付の調整表で概説している通り、一株当たり調整後利益(非GAAP)は0.14ドルとなり、2017年同期から3%減少しました。当社はGEパワーに関連し、税引き前で220億ドルの非現金のれん減損費用を計上しました。

当社はまたバランスシートを強化し、事業の成功に向けたポジションを取るための早急な対応策を発表しました。

第1に、GEは四半期配当を取締役会による次回の配当決定(2018年12月を予定)より一株当たり0.12ドルから0.01ドルへ引き下げることを予定しています。この変更により、GEは従来の配当水準に比べ年間約39億ドルまでの現金を保持することが可能となります。

第2に、当社はGEパワーを再編し、同事業の業務及び財務改善を加速する意向です。GEは2つの事業部門を設立する計画で、1つはGEのガス製品及びサービスグループをまとめた統合ガス事業、もう1つはスチーム、グリッド・ソリューションズ、原子力、電力変換を含むGEパワーの他の資産ポートフォリオから構成される部門となります。当社はまた、これらの部門が顧客に最高のサービスを提供できるよう、GEパワーの本社構造を統合する意向です。

GEの会長兼CEOであるH・ローレンス・カルプJrは次のように述べています。「この役職に就いてから最初の数週間が経った今、GEは才能豊かなチームと優れた技術を持つ、根幹的に強固な企業であることを確信しています。ただし、当社の業績はその潜在性からかけ離れています。当社は危機感を高め、組織全般の説明責任を強化することで業績改善を実現していきます。」

「当社はより絞り込んだポートフォリオを構築し、バランスシートを強化するための正しい道のを歩んでいます。就任から最初の100日間における私の優先事項は、GEパワーを皮切りに成功に向けた各事業のポジションを定め、負債削減を加速することです。当社は本日発表する行動をはじめとして、スピード感をもって財務状況を改善しています。2019年初めにこうした取り組みの進展についての最新情報をお伝えいたします。」

(一株当たり金額を除き百万 ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	前年比	2018	2017	前年比
GAAP指標						
継続事業のEPS	\$ (2.63)	\$ 0.16	U	\$ (2.50)	\$0.29	U
正味EPS	(2.62)	0.15	U	(2.69)	0.24	U
総売上高	29,573	30,662	(4) %	88,337	86,640	2 %
GEインダストリアル利益率	(83.0) %	3.3 %	U	(25.1) %	2.9 %	U
GEの営業活動によるキャッ シュフロー (GE CFOA)	(3,354)	465	U	(4,128)	4,051	U
非GAAP指標	\$ 0.14	\$ 0.21	(33) %	\$ 0.49	\$0.56	(13) %
調整後EPS	28,057	27,762	1 %	77,116	79,396	(3) %
GEインダストリアル・セグメ ントの有機的売上高	2,213	2,861	(23) %	7,875	8,500	(7) %
GEインダストリアル調整後利 益-b	8.1 %	9.9 %	(180) bps	9.6 %	10.5 %	(90) bps
GEインダストリアル調整後利 益率-b	1,088	1,149	(5) %	(335)	(1,230)	73 %

- a) 取引税及びGE年金プラン基金を除き、配当ベースでBHGEを含む。
- b) 金利及びその他の金融費用、営業外の福利厚生費、収益(損失)、のれん減損、再編及びその他費用を除く。

当社は投資家に追加情報を提供するため、GAPP及び非GAPP指標の双方を提示しています。当社は、これらの非GAAP指標をGAAP指標と併せて提供することにより、当社の継続的な業績の期間毎の比較可能性を向上することができると考えています。

報告セグメント別の業績

以下のセグメントに関する考察と差異に関する説明は、財務成績の関連比較に関する経営陣の見解を反映することを意図しています。

パワー

(単位: 100万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	y/y	2018	2017	y/y
受注高	\$6,616	\$8,108	(18) %	\$19,543	\$25,871	(24) %
売上高	5,739	8,527	(33) %	20,540	25,868	(21) %
セグメント利益	(631)	464	U	64	1,896	(97) %
セグメント利益率	(11.0) %	5.4 %	(1,640) bps	0.3 %	7.3 %	(700) bps

受注高は18%減の66億ドル、売上高は33%減の57億ドルとなりました。セグメント利益は大きく減少しました。第3四半期決算は市場及び執行に関する引き続き困難な状況による影響を受けました。

再生可能エネルギー

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	y/y	2018	2017	y/y
受注高	\$2,879	\$ 2,961	(3) %	\$7,040	\$7,116	(1) %
売上高	2,873	2,507	15 %	6,172	6,587	(6) %
セグメント利益	60	217	(72) %	220	445	(51) %
セグメント利益率	2.1 %	8.7 %	(660) bps	3.6 %	6.8 %	(320) bps

受注高は3%減の29億ドル、売上高は15%増の29億ドルとなり、陸上風力発電機器の売上高は37%増加しました。セグメント利益は市場における引き続き厳しい価格圧力と建替件数の減少が主に響き、72%減の6,000万ドルとなりました。

アビエーション

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	y/y	2018	2017	y/y
受注高	\$9,128	\$6,742	35 %	\$26,763	\$21,301	26 %
売上高	7,480	6,696	12 %	22,111	20,003	11 %
セグメント利益	1,665	1,335	25 %	4,743	3,982	19 %
セグメント利益率	22.3 %	19.9 %	240 bps	21.5 %	19.9 %	160 bps

受注高91億ドルは35%増で、機器受注高が82%、サービス受注高が12%伸長しました。売上高75億ドルは12%増で、『LEAP』エンジンの出荷台数は昨年111台に対し303台となりました。セグメント利益は販売数量増と価格改善が『LEAP』出荷による構成悪化によって一部相殺され、25%増の17億ドルとなりました。

オイル&ガス

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	y/y	2018	2017	y/y
受注高	\$5,750	\$5,756	- %	\$17,025	\$11,450	49 %
売上高	5,670	5,311	7 %	16,609	11,394	46 %
調整後セグメント利益(非GAAP) -a)	247	210	18 %	650	590	10 %
調整後セグメント利益率(非GAAP) -a)	4.4 %	4.0 %	40 bps	3.9 %	5.2 %	(130) bps

-a) 再編及びその他費用を除く；ベーカー・ヒューズ統合後のこれら項目を含むオイル&ガスのセグメント利益は2018年9月30日までの3ヶ月で1.8億ドル、2017年9月30日までの3ヶ月で(5,700)万ドルでした。2018年9月30日までの9ヶ月では1.1億ドル、2017年9月30日までの9ヶ月では3.22億ドルでした。

BHGEは、本業績公表日に自社の決算を公表しています。受注高は前年比横ばいの58億ドル、売上高は7%増の57億ドルでした。調整後セグメント利益*は18%増の2.47億ドルでした。BHGEからGEへの第3四半期の現金の分配は合計1.47億ドルでした。

*非GAAP財政指標

ヘルスケア

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	y/y	2018	2017	y/y
受注高	\$5,090	\$5,070	- %	\$ 15,141	\$14,582	4 %
売上高	4,707	4,710	- %	14,387	13,703	5 %
セグメント利益	861	847	2 %	2,522	2,335	8 %
セグメント利益率	18.3 %	18.0 %	30 bps	17.5 %	17.0 %	50 bps

受注高は報告ベースで横ばい、有機ベースで3%増の51億ドルでした。売上高は報告ベースで横ばい、有機ベースで3%増の47億ドルで*、ライフサイエンスの売上高は報告ベースで4%増加しました。セグメント利益は2%増の8億6,100万ドルでした。ヘルスケアチームは高い生産性と執行力により、持続的成長を達成しました。

トランスポーターション

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	y/y	2018	2017	y/y
受注高	\$1,972	\$918	F	\$4,587	\$2,732	68 %
売上高	932	949	(2) %	2,746	3,006	(9) %
セグメント利益	162	141	15 %	448	420	7 %
セグメント利益率	17.4 %	14.9 %	250 bps	16.3 %	14.0 %	230 bps

受注高20億ドルは603両の機関車受注により大幅増となりました。売上高は2%減の9億ドルでした。セグメント利益は15%増の1.62億ドルでした。当社はGEトランスポーターションとワブテックとの予定された統合が、慣習的な取引完了条件を満たした上で、2019年初めまでに完了すると予想しています。予定された統合は、取引完了条件が早期に満たされた場合にそれよりも早く完了する可能性があります。

ライティング

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	y/y	2018	2017	y/y
受注高	\$ 219	\$ 234	(6) %	\$ 715	\$ 857	(17) %
売上高	385	472	(18) %	1,272	1,407	(10) %
セグメント利益	26	14	86 %	52	41	27 %
セグメント利益率	6.8 %	3.0 %	380 bps	4.1 %	2.9 %	120 bps

受注高は6%減の2億ドル、売上高は18%減の4億ドルでした。セグメント利益は86%増の2,600万ドルとなりました。

GEキャピタル

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	y/y	2018	2017	y/y
キャピタルの継続事業	\$ 19	\$ 24	(21) %	\$ (403)	\$ (195)	U
非継続事業	40	(105)	F	(1,579)	(500)	U
GEキャピタル利益	\$59	\$ (81)	F	\$ (1,982)	\$ (695)	U

継続事業は第3四半期に1,900万ドルの純利益を計上しました。GEキャピタルは140億ドルの流動資産を含む、1,290億ドルの資産で当四半期を終えました。当社は負債プロファイルの改善を含めGEキャピタルの縮小と負債削減に引き続き取り組んでいます。

*非GAAP財政指標

ゼネラル・エレクトリック・カンパニー
要約損益計算書(未監査)

9月30日までの3ヶ月	連結			GE(a)			金融サービス(GEキャピタル)		
	2018	2017	V%	2018	2017	V%	2018	2017	V%
売上高									
商品及びサービス売上高	\$ 27,465	\$ 28,764	(5)%	\$ 27,456	\$ 28,774	(5)%	\$ 37	\$ 39	(5)%
GEキャピタルのサービス売上高	2,109	1,898		—	—		2,436	2,359	
総売上高	29,573	30,662	(4)%	27,456	28,774	(5)%	2,473	2,397	3%
原価及び費用									
売上原価	22,846	23,672		22,349	23,099		530	621	
販売費及び一般管理費	4,855	4,741		4,660	4,604		332	284	
支払利息ほか財務費用	1,227	1,232		662	718		704	790	
投資契約、保険損失及び 保険型年金給付	710	617		—	—		732	640	
のれん減損	21,973	947		21,973	947		—	—	
営業外福利厚生費	807	611		804	610		2	1	
その他原価及び費用	98	261		—	—		115	271	
原価及び費用合計	52,515	32,082	64%	50,449	29,978	68%	2,416	2,608	(7)%
その他利益	205	2,165		201	2,160		—	—	
GEキャピタルの継続事業による利益(損失)	—	—		19	24		—	—	
継続事業による利益(損失)									
税引前	(22,736)	746	U	(22,774)	981	U	57	(211)	F
法人税等引当額(引当金)	(162)	551		(205)	281		43	270	
継続事業による利益(損失)	(22,899)	1,297	U	(22,979)	1,261	U	99	59	68%
非継続事業による利益(損失)									
税引後	39	(106)		39	(105)		40	(106)	
純利益(損失)	(22,859)	1,191	U	(22,940)	1,156	U	139	(47)	F
純利益(損失)のうち、 非支配持分によるものを除く	(90)	(169)		(132)	(168)		42	(2)	
当社に帰属する純利益(損失)	(22,769)	1,360	U	(22,808)	1,324	U	98	(46)	F
優先株式配当	(39)	(36)		—	—		(39)	(36)	
純利益(損失)のうち、 GE普通株主に帰属するもの	\$(22,808)	\$ 1,324	U	\$(22,808)	\$ 1,324	U	\$ 59	\$ (81)	F
GE普通株主に帰属する額： 継続事業による利益(損失)	\$(22,899)	\$ 1,297	U	\$(22,979)	\$ 1,261	U	\$ 99	\$ 59	68%
純利益(損失)のうち、 非支配持分に帰属するものを除く(継続事業)	(90)	(169)		(132)	(168)		42	(1)	
継続事業による利益(損失)のうち、 当社に帰属するもの	(22,808)	1,465	U	(22,847)	1,429	U	58	60	(3)%
優先株式配当	(39)	(36)		—	—		(39)	(36)	
継続事業による利益(損失)のうち、 GE普通株主に帰属するもの	(22,847)	1,429	U	(22,847)	1,429	U	19	24	(21)%
非継続事業による利益									
税引後	39	(106)		39	(105)		40	(106)	
純利益(損失)のうち、 非支配持分によるものを除く(非継続事業)	—	(1)		—	—		—	(1)	
GE普通株主に帰属する純利益(損失)	\$(22,808)	\$ 1,324	U	\$(22,808)	\$ 1,324	U	\$ 59	\$ (81)	F
継続事業による1株当たり利益(損失)									
希薄化後1株当たり利益(損失)	\$ (2.63)	\$ 0.16	U						

希薄化前1株あたり利益(損失)	\$ (2.63)	\$ 0.16	U
1株当たり純利益(損失)			
希薄化後1株あたり利益(損失)	\$ (2.62)	\$ 0.15	U
希薄化前1株あたり利益(損失)	\$ (2.62)	\$ 0.15	U
期中平均株式数			
希薄化後	8,694	8,732	— %
希薄化前	8,694	8,665	— %
普通株式1株あたり配当額	\$ 0.12	\$ 0.24	(50)%

(a) GEキャピタルを除く全関連企業の一行連結を示す。

四捨五入により合計額が一致しない場合がある。単位は百万ドルまたは百万株；一株当たりの額の単位はドル。

「GEキャピタル」は、GEキャピタル・グローバル・ホールディングスLLC(以下「GECGH」)またはそれら全ての関連会社若しくは関係会社を意味する。GEと「金融サービス(GEキャピタル)」について別途情報が示されている。「連結」欄において、GEとGEキャピタルとの間の取引は相殺消去されている。連結事項に関する詳細情報は、www.ge.com/ar2017に掲載の2017年連結財務諸表の注記1を参照のこと。

ゼネラル・エレクトリック・カンパニー
要約損益計算書(未監査)

9月30日までの9ヶ月	連結			GE(a)			金融サービス(GEキャピタル)		
	2018	2017	V%	2018	2017	V%	2018	2017	V%
売上高									
商品及びサービス売上	\$ 82,432	\$ 80,456	2 %	\$ 82,429	\$ 80,683	2 %	\$ 100	\$ 101	(1)%
GEキャピタルのサービス売上	5,905	6,184		—	—		6,975	7,424	
総売上高	88,337	86,640	2 %	82,429	80,683	2 %	7,075	7,525	(6)%
原価及び費用									
売上原価	66,795	65,525		65,253	64,101		1,651	1,753	
販売費及び一般管理費	13,547	13,180		12,990	12,199		987	1,346	
支払利息ほか財務費用	3,807	3,545		1,995	1,918		2,296	2,373	
投資契約、保険損失及び 保険型年金給付	2,009	1,908		—	—		2,071	1,958	
のれん減損	21,973	947		21,973	947		—	—	
営業外福利厚生費	2,188	1,824		2,178	1,811		9	12	
その他原価及び費用	286	584		—	—		328	629	
原価及び費用合計	110,604	87,512	26 %	104,390	80,977	29 %	7,342	8,070	(9)%
その他利益	1,275	2,692		1,237	2,659		—	—	
GEキャピタルの継続事業による 利益(損失)	—	—		(403)	(195)		—	—	
継続事業による利益(損失)									
税引前	(20,992)	1,820	U	(21,128)	2,170	U	(268)	(545)	51 %
法人税等引当額(引当金)	(677)	693		(842)	93		165	600	
継続事業による利益(損失)	(21,670)	2,513	U	(21,970)	2,263	U	(103)	55	U
非継続事業による利益(損失)									
税引後	(1,634)	(490)		(1,634)	(497)		(1,579)	(494)	
純利益(損失)	(23,304)	2,023	U	(23,604)	1,766	U	(1,682)	(439)	U
純利益(損失)のうち、 非支配持分に帰属するものを を除く	(188)	(312)		(228)	(316)		40	5	
当社に帰属する純利益(損失)	(23,116)	2,334	U	(23,376)	2,082	U	(1,722)	(443)	U
優先株式配当	(260)	(252)		—	—		(260)	(252)	
純利益(損失)のうち、 GE普通株主に帰属するもの	\$(23,376)	\$ 2,082	U	\$(23,376)	\$ 2,082	U	\$(1,982)	\$(695)	U
GE普通株主に帰属する額:									
継続事業による利益(損失)	\$(21,670)	\$ 2,513	U	\$(21,970)	\$ 2,263	U	\$(103)	\$ 55	U
純利益(損失)のうち、 非支配持分に帰属するものを を除く(継続事業)	(188)	(318)		(228)	(316)		40	(2)	
継続事業による利益(損失)のうち、 当社に帰属するもの	(21,482)	2,831	U	(21,742)	2,579	U	(143)	57	U
優先株式配当	(260)	(252)		—	—		(260)	(252)	
継続事業による利益(損失)のうち GE普通株主に帰属するもの	(21,742)	2,579	U	(21,742)	2,579	U	(403)	(195)	U
非継続事業による利益(損失)									
税引後	(1,634)	(490)		(1,634)	(497)		(1,579)	(494)	
純利益(損失)のうち、 非支配持分に帰属するものを を除く(非継続事業)	—	6		—	—		—	6	
純利益(損失)のうち、 GE普通株主に帰属するもの	\$(23,376)	\$ 2,082	U	\$(23,376)	\$ 2,082	U	\$(1,982)	\$(695)	U
継続事業による 1株当たり利益(損失)									
希薄化後1株当たり利益(損失)	\$ (2.50)	\$ 0.29	U						

希薄化前1株あたり利益(損失)	\$ (2.50)	\$ 0.30	U
1株あたり純利益(損失)			
希薄化後1株あたり利益(損失)	\$ (2.69)	\$ 0.24	U
希薄化前1株あたり利益(損失)	\$ (2.69)	\$ 0.24	U
期中平均株式数			
希薄化後	8,689	8,774	(1)%
希薄化前	8,689	8,689	—%
普通株式1株あたり配当額	\$ 0.36	\$ 0.72	(50)%

(a) GEキャピタルを除く全関連企業の一行連結を示す。

四捨五入により合計額が一致しない場合がある。単位は、百万ドルまたは百万株；一株当たりの額の単位はドル。

「GEキャピタル」は、GEキャピタル・グローバル・ホールディングスLLC(以下「GECGH」)またはそれら全ての関連会社若しくは関係会社を意味する。GEと「金融サービス(GEキャピタル)」について別途情報が示されている。「連結」欄において、GEとGEキャピタルとの間の取引は相殺消去されている。連結事項に関する詳細情報は、www.ge.com/ar2017に掲載の2017年連結財務諸表の注記1を参照のこと。

ゼネラル・エレクトリック・カンパニー
セグメント別の要約(未監査)

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	V%	2018	2017	V%
売上高(a)						
パワー	\$ 5,739	\$ 8,527	(33)%	\$ 20,540	\$ 25,868	(21)%
再生可能エネルギー	2,873	2,507	15 %	6,172	6,587	(6)%
アビエーション	7,480	6,696	12 %	22,111	20,003	11 %
オイル&ガス	5,670	5,311	7 %	16,609	11,394	46 %
ヘルスケア	4,707	4,710	— %	14,387	13,703	5 %
トランスポーテーション	932	949	(2)%	2,746	3,006	(9)%
ライティング	385	472	(18)%	1,272	1,407	(10)%
全インダストリアルセグメントの売上高	27,785	29,171	(5)%	83,837	81,967	2 %
キャピタル	2,473	2,397	3 %	7,075	7,525	(6)%
全セグメントの売上高	30,258	31,569	(4)%	90,912	89,491	2 %
本社勘定及びセグメント間取引の消去(a)	(685)	(907)	24 %	(2,575)	(2,851)	10 %
連結売上高	\$ 29,573	\$ 30,662	(4)%	\$ 88,337	\$ 86,640	2 %
セグメント利益(損失)(a)						
パワー	\$ (631)	\$ 464	U	\$ 64	\$ 1,896	(97)%
再生可能エネルギー	60	217	(72)%	220	445	(51)%
アビエーション	1,665	1,335	25 %	4,743	3,982	19 %
オイル&ガス	180	(57)	F	110	322	(66)%
ヘルスケア	861	847	2 %	2,522	2,335	8 %
トランスポーテーション	162	141	15 %	448	420	7 %
ライティング	26	14	86 %	52	41	27 %
全インダストリアルセグメントの利益	2,325	2,961	(21)%	8,157	9,441	(14)%
キャピタル	19	24	(21)%	(403)	(195)	U
全セグメント利益(損失)	2,344	2,985	(21)%	7,753	9,246	(16)%
本社勘定及びセグメント間取引の消去(a)	(1,546)	439	U	(2,507)	(2,083)	(20)%
のれん減損	(21,973)	(947)	U	(21,973)	(947)	U
GE支払利息ほか財務費用	(662)	(718)	8 %	(1,995)	(1,918)	(4)%
GE法人税等引当額(引当金)	(804)	(610)	(32)%	(2,178)	(1,811)	(20)%
GE営業外給付費用	(205)	281	U	(842)	93	U
継続事業による利益(損失)のうち、 GE普通株主に帰属するもの	(22,847)	1,429	U	(21,742)	2,579	U
非継続事業による利益(損失)						
税引後	39	(106)	F	(1,634)	(490)	U
純利益のうち、 非支配持分に帰属する者を除く(非継続事業)	—	(1)	F	—	6	U
非継続事業による利益(損失)						
税引後及び非支配持分	39	(105)	F	(1,634)	(497)	U
連結純利益(損失)のうち、 GE普通株主に帰属するもの	\$ (22,808)	\$ 1,324	U	\$ (23,376)	\$ 2,082	U

(a) セグメント別売上高には、当該セグメントに関連する製品及びサービス売が含まれます。セグメント利益からは、非継続事業として報告された業績、遡及的に適用されるもの以外の重要な会計処理上の変更、のれん減損、再編及びその他費用(オイル&ガスを除く)、並びに連結子会社の非支配持分に帰属する利益または損失部分が除外され、そのため、セグメント利益には、連結子会社の連結利益または損失のうち当社持分に帰属する利益または損失のみが算入されます。セグメント利益について、セグメント別の経営評価方法に応じて、支払利息その他財務費用、営業外給付費用、法人税、優先株式配当等が算入されまたは除外されます。セグメント利益からこれらが除外されるのは、パワー、再生可能エネルギー、アビエーション、オイル&ガス、ヘルスケア、トランスポーターション並びにライティングであり、セグメント利益にこれらが算入されるのは、当社が「純利益」とも呼ぶキャピタルです。その他収益は、インダストリアルセグメント利益に含まれます。シェアードサービス、従業員福利厚生、情報技術などの特定の全社費用は、利用状況に応じて各セグメントに振り分けられています。残余の全社費の一部は、各セグメントの相対的正味経費に基づき振り分けられています。インダストリアルセグメントの売上高と利益には、当社の7つのインダストリアル報告対象セグメントの合計が含まれていますが、当該セグメント間及びこれらセグメントと当社金融サービスセグメントとの間の取引相殺は行われていません。全セグメントの売上高と利益には、当社7つのインダストリアル事業セグメントと1つの金融サービスセグメントの合計が含まれていますが、当該セグメント間の取引相殺は行われていません。これにより、投資家がセグメント間の相殺や全社勘定の処理を行わずに、当社の全セグメントの結果を確認できると当社は考えています。

四捨五入により合計額が一致しない場合があります。

ゼネラル・エレクトリック・カンパニー
要約財政状況計算書(未監査)

(単位:10億ドル)	連結		GE(a)		金融サービス (GEキャピタル)	
	9月30日	12月31日	9月30日	12月31日	9月30日	12月31日
	2018	2017	2018	2017	2018	2017
資産						
現金、現金等価物、制限付預金及び有価証券						
(b)(c)	\$ 61.7	\$82.7	\$14.7	\$19.4	\$47.0	\$63.4
受取手形及び売掛金	20.4	24.2	14.9	14.6	—	—
棚卸資産	20.6	19.4	20.6	19.3	0.1	0.1
GEキャピタル金融債権 - 純資産	7.9	10.3	—	—	15.7	22.0
有形固定資産 - 純資産	50.6	53.9	22.0	24.0	29.4	30.6
GEキャピタル売掛金	—	—	23.3	39.8	—	—
GEキャピタルへの投資	—	—	11.7	13.5	—	—
のれん及び無形資産	79.2	104.2	78.0	103.0	1.2	1.2
契約資産	20.9	20.4	20.9	20.4	—	—
その他資産	41.0	44.1	19.2	21.4	30.5	33.5
売却対象事業の資産	4.6	4.2	4.3	3.8	—	—
非継続事業の資産	4.7	5.9	—	—	4.7	5.9
資産合計	\$ 311.7	\$ 369.2	\$ 229.5	\$ 279.3	\$ 128.5	\$ 156.7
負債及び資本						
借入金(d)	\$ 115.0	\$ 134.6	\$ 69.6	\$ 81.6	\$ 70.3	\$ 95.2
投資契約、責任準備金及び保険年金給付	35.6	38.1	—	—	36.1	38.6
長期補償及び給付	34.3	41.6	33.5	40.8	0.8	0.8
その他負債	75.2	76.0	76.7	78.9	7.8	7.7
売却対象事業の負債	1.4	1.2	1.4	1.2	—	—
非継続事業の負債	2.0	0.7	0.1	—	1.9	0.7
償還可能な非支配持分	0.4	3.4	0.4	3.4	—	—
GE株主資本	31.5	56.0	31.5	56.0	11.7	13.5
非支配持分	16.4	17.5	16.4	17.3	—	0.2
負債及び資本合計	\$ 311.7	\$ 369.2	\$ 229.5	\$ 279.3	\$ 128.5	\$ 156.7

- (a) GEキャピタルを除く全関連企業の一行連結を示します。
- (b) 2018年9月30日現在、GEキャピタルは138億ドルの流動性資金を維持しており、これは、131億ドルの現金、現金等価物及び制限付預金、2億ドルの高品質投資、並びに非継続事業として分類された4億ドルの現金、現金等価物及び制限付預金から構成されます。さらに、2018年9月30日現在、GEは、475億ドル(相殺条項を差し引いて408億ドル)の与信枠を有しており、これは、2021年に期限が到来する36の銀行によって延長された200億ドルの未利用のシンジケート・クレジット・ファシリティ、2020年に期限が到来する6の銀行により延長された198億ドルの未利用のシンジケート・クレジット・ファシリティ、並びに2019年2月から2019年5月の間に期限が到来する7つの銀行により延長された36億ドルのクレジット・ファシリティから構成されます。GEキャピタルは、GEに対してこれら特定のクレジットラインの下で借入を行い、GEキャピタルに貸付金として振替えるよう強制する権利を有しています。これはGEと貸出銀行間で締結された同じ契約条件の対象となります。
- (c) 残高には、2018年9月30日及び2017年12月31日の時点でそれぞれ5億ドルと7億ドルの連結制限付預金が含まれます。GEの制限付預金は、2018年9月30日及び2017年12月31日現在、それぞれ4億ドルと6億ドルであり、GEキャピタルの制限付預金は2018年9月30日と2017年12月31日で共に1億ドルでした。
- (d) GEの借入金には2018年9月30日と2017年12月31日の両時点における3億ドルのコマーシャル・ペーパーが含まれます。GEキャピタルの借入金には、2018年9月30日と2017年12月31日の時点におけるそれぞれ30億ドルと50億ドルのコマーシャル・ペーパーが含まれます。

四捨五入により合計額が一致しない場合があります。

「GEキャピタル」は、GEキャピタル・グローバル・ホールディングスLLC（以下「GECGH」）またはそれら全ての関連会社若しくは関係会社を意味します。GEと「金融サービス（GEキャピタル）」について別途情報が示されています。「連結」欄において、GEとGEキャピタルとの間の取引は相殺消去されています。連結事項に関する詳細情報は、www.ge.com/ar2017に掲載の2017年連結財務諸表の注記1を参照のこと。

ゼネラル・エレクトリック・カンパニー GAAPを補足する財務指標

当社は、連結財務情報に由来するが、米国の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に従い作成された当社の財務諸表においては示されていない財務指標を使用する場合があります。この種の指標は、米国証券取引委員会規則においては「非GAAP財務指標」として扱われます。以下の非GAAP財務指標は、当社のGAAP開示事項を補足するものであり、GAAP指標に代わるものと扱われるべきではありません。

- 調整後利益（損失）
- 調整後1株あたり利益（損失）（EPS）
- 調整後GEインダストリアル利益及び利益率（特定の項目を除く）
- GEインダストリアルのセグメント有機売上高
- ヘルスケアの有機売上高
- オイル&ガスの調整後セグメント利益及び利益率
- GEインダストリフリーキャッシュフロー（FCF）及び調整後GEインダストリアルFCF

当社がこれら非GAAP財務指標を使用する理由及びこれらをその最も直接的に比較可能なGAAP財務指標と照合したものを以下に示します。これら照合における特定の列、行または割合は、四捨五入された数字が使用されているため、合計が一致しない場合があります。記載された合計及び割合は、基礎となる百万単位の数字を基に計算しています。

調整後利益(損失)(非GAAP)

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	V%	2018	2017	V%
GE普通株主に帰属する継続事業による連結利益(損失)(GAAP)	\$ (22,847)	\$ 1,429	U	\$ (21,742)	\$ 2,579	U
除外: GE普通株主に帰属する継続事業によるGEキャピタル利益(損失)(GAAP)	19	24		(403)	(195)	
GEインダストリアル利益(損失)(非GAAP)	(22,866)	1,405	U	(21,339)	2,774	U
営業外給付費用(税引前)(GAAP)	(804)	(610)		(2,178)	(1,811)	
営業外給付費用に対する税効果(a)	169	214		457	634	
除外: 営業外給付費用(税引後)	(636)	(397)		(1,721)	(1,177)	
売却済みまたは売却目的で保有する事業の利益(損失)及び減損処理(税引前)	207	1,885		450	1,887	
売却済みまたは売却目的で保有する事業の利益(損失)及び減損処理に対する税効果(b)	(89)	(45)		(190)	(46)	
除外: 売却済みまたは売却目的で保有する事業の利益(損失)及び減損処理(税引前)	118	1,840		260	1,841	
再編その他費用(税引前)	(1,568)	(1,347)		(2,734)	(3,029)	
再編その他費用に対する税効果(b)	337	448		398	953	
除外: 再編その他費用(税引後)	(1,231)	(898)		(2,337)	(2,076)	
のれん減損(税引前)	(21,973)	(947)		(21,973)	(947)	
のれん減損に対する税効果(b)	(246)	7		(246)	7	
除外: のれん減損(税引後)	(22,220)	(940)		(22,220)	(940)	
含み益(損)(税引前)	(73)	—		193	—	
含み益(損)に対する税効果(a)	15	—		(41)	—	
除外: 含み益(損)(税引後)	(58)	—		153	—	
除外: GEインダストリアル米国税制改正施行による調整	—	—		(55)	—	
GEインダストリアル調整後利益(損失)(非GAAP)	\$ 1,160	\$ 1,801	(36)%	\$ 4,581	\$ 5,127	(11)%
GE普通株主に帰属する継続事業によるGEキャピタル利益(損失)(GAAP)	19	24	(21)%	(403)	(195)	U
損失: GEキャピタル米国税制改正施行による調整	—	—		(45)	—	
調整後GEキャピタル利益(損失)(非GAAP)	\$ 19	\$ 24	(21)%	\$ (358)	\$ (195)	(84)%
調整後GEインダストリアル利益(損失)(非GAAP)	\$ 1,160	\$ 1,801	(36)%	\$ 4,581	\$ 5,127	(11)%
追加: 調整後GEキャピタル利益(損失)(非GAAP)	19	24		(358)	(195)	
調整後利益(損失)(非GAAP)	\$ 1,179	\$ 1,825	(35)%	\$ 4,223	\$ 4,932	(14)%

- (a) 税効果は、当該費用への適用性に応じて、それぞれ2018年及び2017年の米国連邦法定税率である21%及び35%を用いて計算されました。
- (b) 記載された税効果には、関連項目にかかる税率並びにその他直接的及び増分税金が含まれます。調整後利益(損失)*は、米国税制改革施行による調整を除き、税引き後の営業外福利厚生費、売却済みまたは売却目的で保有する事業の利益(損失)及び減損処理、再編及びその他ののれん減損、含み益(損)を含みません。当社年金及びその他の給付プランのサービス費用は調整後利益に含まれており、これは、当社従業員に対する継続中の年金給付を示しています。営業外福利厚生費の内容は、主に資本配分の決定及び市場業績に拠り、また、当社は、これらを当社事業の経営実績とは別に管理しています。収益及び再編その他項目は、売却に関連する収益のタイミング及び規模、並びに再編活動に関連する費用のタイミング及び規模により影響を受けます。2018年第3四半期以前は、のれん減損は再編その他費用の項目に含まれていました；2018年第3四半期に関しては、当四半期における償却費の大きさを理由に、当社はこれを損益計算書に比較ベースで個別に記載し、調整後利益(損失)*は引き続き、のれん減損に関連した金額を継続事業とは別個のものとして除外しています。当社は、調整後利益(損失)*は、経営陣と投資家に対して、全社の業績を評価するための有益な方法を提供し、期間毎の比較をより容易にするものであると考えています。当社は、調整後インダストリアル利益(損失)を当社の金融サービス事業と別に提供することによっても、経営陣と投資家に対して、当社における当社のインダストリアル及び金融サービス事業の比率に関する有益な情報を提供するものと考えています。

*非GAAP財務指標

調整後1株あたり利益(損失)(EPS)(非GAAP)

	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	V%	2018	2017	V%
GE普通株主に帰属する継続事業による連結EPS (GAAP)	\$ (2.63)	\$ 0.16	U	(2.50)	0.29	U
除外: GE普通株主に帰属する継続事業による GEキャピタルEPS (GAAP)	—	—		(0.05)	(0.02)	
GEインダストリアルEPS (非GAAP)	\$ (2.63)	\$ 0.16	U	\$ (2.46)	\$ 0.32	U
営業外給付費用(税引前)(GAAP)	(0.09)	(0.07)		(0.25)	(0.21)	
営業外給付費用に対する税効果(a)	0.02	0.02		0.05	0.07	
除外: 営業外給付費用(税引後)	(0.07)	(0.05)		(0.20)	(0.13)	
売却済みまたは売却目的で保有する事業の 利益(損失)及び減損処理(税引前)	0.02	0.22		0.05	0.21	
売却済みまたは売却目的で保有する事業の 収益(損失)及び減損処理に対する税効果 (b)	(0.01)	(0.01)		(0.02)	(0.01)	
除外: 売却済みまたは売却目的で保有する事 業の利益(損失)及び減損処理(税引後)	0.01	0.21		0.03	0.21	
再編その他費用(税引前)	(0.18)	(0.15)		(0.31)	(0.34)	
再編その他費用に対する税効果(b)	0.04	0.05		0.05	0.11	
除外: 再編その他費用(税引後)	(0.14)	(0.10)		(0.27)	(0.24)	
のれん減損処理(税引前)	(2.53)	(0.11)		(2.53)	(0.11)	
のれん減損処理に対する税効果(b)	(0.03)	—		(0.03)	—	
除外: のれん減損処理(税引後)	(2.56)	(0.11)		(2.56)	(0.11)	
含み益(損)(税引前)	(0.01)	—		0.02	—	
含み益(損)に対する税効果(a)	—	—		—	—	
除外: 含み益(損)(税引後)	(0.01)	—		0.02	—	
除外: GEインダストリアル米国税制改革施行 による調整	—	—		(0.01)	—	
調整後GEインダストリアルEPS (非GAAP)	\$ 0.13	\$ 0.21	(38)%	\$ 0.53	\$ 0.58	(9)%
GE普通株主に帰属する継続事業によるGEキャ ピタルEPS (GAAP)	—	—	— %	(0.05)	(0.02)	U
除外: GEキャピタル米国税制改革施行による 調整	—	—		(0.01)	—	
調整後GEキャピタルEPS (非GAAP)	\$ —	\$ —	— %	\$ (0.04)	\$ (0.02)	(100)%
調整後GEインダストリアルEPS (非GAAP)	\$ 0.13	\$ 0.21	(38)%	\$ 0.53	\$ 0.58	(9)%
追加: 調整後GEキャピタルEPS (非GAAP)	—	—		(0.04)	(0.02)	
調整後EPS (非GAAP) (c)	\$ 0.14	\$ 0.21	(33)%	\$ 0.49	\$ 0.56	(13)%

(a) 税効果は、当該費用への適用性に依りて、それぞれ2018年及び2017年の米国連邦法定税率である21%及び35%を用いて計算されました。

(b) 記載された税効果には、関連項目にかかる税率並びにその他直接的及び増分税金が含まれます。

(c) 1株当たりの利益額は、独立して計算されます。このため、1株当たりの利益額の合計は合計額と異なる場合があります。

調整後EPS*は、米国税制改革施行による調整を除き、税引き後の営業外福利厚生費、売却済みまたは売却目的で保有する事業の利益(損失)及び減損処理、再編及びその他ののれん減損、含み益(損)を含みません。当社年金及びその他の給付プランのサービス費用は調整後利益に含まれており、これは、当社従業員に対する継続中の年金給付を示しています。営業外福利厚生費の内容は、主に資本配分の決定及び市場業績に抛り、また、当社は、これらを当社事業の経営実績とは別に管理しています。収益及び再編その他項目は、売却に関連する収益のタイミング及び規模、並びに再編活動に関連する費用のタイミング及び規模により影響を受けます。2018年第3四半期以前は、のれん減損は再編その他費用の項目に含まれていました。2018年第3四半期に関しては、当四半期における償却費の大きさを理由に、当社はこれを損益計算書に比較ベースで個別に記載し、調整後EPS*は引き続き、のれん減損に関連した金額を継続事業とは別個のものとして除外しています。当社は、調整後EPS*は、経営陣と投資家に対して、全社の業績を評価するための有益な方法を提供し、期間毎の比較をより容易にするものであると考えています。当社は、調整後EPSを当社の金融サービス事業と別に提供することによっても、経営陣と投資家に対して、当社における当社のインダストリアル及び金融サービス事業の比率に関する有益な情報を提供するものと考えています。

*非GAAP財務指標

調整後GEインダストリアル利益及び利益率(特定項目を除く)(非GAAP)

(百万ドル)	9月30日までの 3ヶ月		9月30日までの 9ヶ月	
	2018	2017	2018	2017
GE総売上高(GAAP)	\$ 27,456	\$ 28,774	\$ 82,429	\$ 80,683
原価				
GE原価及び費用合計(GAAP)				
除外: GE支払利息その他金融費用	\$ 50,449	\$ 29,978	\$ 104,390	\$ 80,977
除外: 営業外福利厚生費	662	718	1,995	1,918
除外: 再編その他費用	804	610	2,178	1,811
	1,488	1,347	2,789	3,029
除外: のれん減損	21,973	947	21,973	947
追加: 非支配持分	(132)	(168)	(228)	(316)
調整後GEインダストリアル原価(非GAAP)	\$ 25,389	\$ 26,188	\$ 75,227	\$ 72,955
その他収益				
GEその他収益(GAAP)	\$ 201	\$ 2,160	\$ 1,237	\$ 2,659
除外: 含み益(損)	(73)	—	193	—
除外: 再編その他費用	(80)	—	(80)	—
除外: 売却済みまたは売却目的で保有する事業の収益(損失)及び減損処理	207	1,885	450	1,887
調整後GEその他収益(非GAAP)	\$ 147	\$ 275	\$ 674	\$ 772
GEインダストリアル利益(GAAP)	\$ (22,793)	\$ 957	\$ (20,725)	\$ 2,365
GEインダストリアル利益率(GAAP)	(83.0)%	3.3%	(25.1)%	2.9%
調整後GEインダストリアル利益(非GAAP)	\$ 2,213	\$ 2,861	\$ 7,875	\$ 8,500
調整後GEインダストリアル利益率(非GAAP)	8.1%	9.9%	9.6%	10.5%

当社は金利その他の金融費用、営業外福利厚生費、再編その他費用、のれん減損、非支配持分、重要な株式投資に関する含み益(損)、売却済みまたは売却目的で保有する事業の減損処理を除いた調整後GEインダストリアル利益*及び利益率*を公表しました。当社は、これら項目のために調整されたGEインダストリアル利益*及び利益率*は、各期間毎の比較を容易にするものであるため、有益な指標であると考えています。

*非GAAP財務指標

GEインダストリアルセグメント有機売上高成長(非GAAP)

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	V%	2018	2017	V%
GEインダストリアルセグメント売上高 (GAAP)	\$ 27,785	\$ 29,171	(5)%	\$ 83,837	\$ 81,967	2%
調整:						
除外: 買収	4	1		5,588	92	
除外: 事業売却(投資目的で取得した売却 事業を除く)	10	1,408		13	2,479	
除外: 為替相場(a)	(285)	—		1,121	—	
GEインダストリアル・セグメント有機的売上 高(非GAAP)	\$ 28,057	\$ 27,762	1%	\$ 77,116	\$ 79,396	(3)%

(a) 換算外国為替

ヘルスケア有機的売上高(非GAAP)

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	V%	2018	2017	V%
ヘルスケアセグメント売上高(GAAP)	\$ 4,707	\$ 4,710	—%	\$ 14,387	\$ 13,703	5%
調整:						
除外: 買収	2	1		6	1	
除外: 事業売却(投資目的で取得した売却 事業を除く)	10	113		13	154	
除外: 為替相場(a)	(44)	—		243	—	
ヘルスケア有機的売上高(非GAAP)	\$ 4,738	\$ 4,596	3%	\$ 14,125	\$ 13,548	4%

(a) 換算外国為替

有機的売上高*は、買収、事業売却及び為替相場の影響を除いた売上高を測定するものです。当社は、この指標が、買収、事業売却、為替換算の効果(これらは、変動しやすく、基礎となる傾向を不明確にするものです)を除くことで、確立した継続中の事業の基本的な営業結果及び傾向について、経営陣と投資家により完全な理解を提供するものと考えています。当社はまた、有機的売上高*を当社のインダストリアル事業と別個に提供することにより、経営陣と投資家に対して、当社のインダストリアル事業の傾向について有用な情報が提供され、その他の非金融事業と会社とのより直接的な比較が可能となると考えています。経営陣は、「有機的売上高」という用語が、他の企業により及び異なる状況下で異なって解釈される可能性があることを認識しています。このことは、会社毎の絶対的な成長率の比較可能性に影響を与え得るものですが、当社は、これらの指標が、各事業または企業の傾向を評価する上で有益であり、それゆえに、期間毎の業績動向を評価する上で有用なツールとなると考えています。

*非GAAP財務指標

オイル&ガスの調整後セグメント利益及び利益率(非GAAP)

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	V%	2018	2017	V%
報告されたセグメント利益(GAAP)	\$ 180	\$ (57)	F	\$ 110	\$ 322	(66)%
除外:再編その他(GE分)	(67)	(267)		(540)	(267)	
調整後オイル&ガスセグメント利益(非GAAP)	\$ 247	\$ 210	18%	\$ 650	\$ 590	10%
報告されたオイル&ガスセグメント売上高(GAAP)	\$ 5,670	\$ 5,311	7%	\$ 16,609	\$ 11,394	46%
報告されたオイル&ガス利益率(GAAP)	3.2%	(1.1)%	4.3pts	0.7%	2.8%	(2.1)pts
調整後オイル&ガス利益率(非GAAP)	4.4%	4.0%	0.4pts	3.9%	5.2%	(1.3)pts

GEオイル&ガスの調整後セグメント利益*は、再編その他費用の影響を除いた報告セグメント利益を測定するものです。当社はこの指標が、当社のオイル&ガス・セグメントの確立された、継続中の事業の基本的な営業結果及び傾向について、経営陣と投資家により完全な理解を提供するものであると考えています。

GEインダストリアルフリーキャッシュフロー(FCF)及び調整後GEインダストリアルFCF(非GAAP)

(百万ドル)	9月30日までの3ヶ月			9月30日までの9ヶ月		
	2018	2017	V\$	2018	2017	V\$
GE CFOA(GAAP)	\$ (3,354)	\$ 465	\$ (3,820)	\$ (4,128)	\$ 4,051	\$ (8,179)
追加:PP&Eに対する全ての追加	(769)	(1,092)		(2,419)	(3,051)	
追加:内部利用ソフトウェアに対する全ての追加	(90)	(137)		(262)	(396)	
除外:GEキャピタルからの普通配当	—	—		—	4,016	
除外:GE年金プラン基金	(5,079)	(1,214)		(6,000)	(1,431)	
除外:事業売却に関する税金	(74)	(61)		(91)	(112)	
GEインダストリアルフリーキャッシュフロー(非GAAP)	\$ 940	\$ 510	\$ 429	\$ (718)	\$ (1,869)	\$ 1,150
除外:オイル&ガスCFOA	236	(242)		669	(242)	
除外:PP&Eに対するオイル&ガスの全ての追加	(231)	(250)		(630)	(250)	
除外:内部利用ソフトウェアに対するオイル&ガスの全ての追加	(6)	(24)		(23)	(24)	
追加:BHGEクラスB株主への配当	147	122		399	122	
調整後GEインダストリアルフリーキャッシュフロー(非GAAP)	\$ 1,088	\$ 1,149	\$ (61)	\$ (335)	\$ (1,230)	\$ 895

2018年、GEは、調整後GEインダストリアルCFOA基準の報告から、GEインダストリアルフリーキャッシュフローに基づく自己測定に移行しました*。この基準には、GE CFOAと有形固定資産への投資及び内部利用ソフトウェアへの追加が含まれ、この基準には、GEキャピタルから受ける配当、有形固定資産の売却から生じる現金が含まれません。

当社は、投資家もまた、事業売上関連税に用いられる現金及びGE年金プランへの支出に影響を与えることなくGEのインダストリアルフリーキャッシュフロー・パフォーマンスと比較することが有益であると考えているものと考えています。当社は、この指標が、経営陣と投資家がフリーキャッシュフローを生み出す当社のインダストリアル事業の能力を評価することをより容易にするものと考えています。また、当社は、当社が一定の期間において活用する権利を有する現金についてより公平な説明を提供するに、調整後GEフリーキャッシュフロー*を報告しています。当社は、調整後GEインダストリアルフリーキャッシュフローを当社の2018年年間役員インセンティブプランを目的とした全社レベルでの業績指標としても使用しています。

経営陣は、フリーキャッシュフローという用語が、他の企業により及び異なる状況下で異なって解釈される可能性があることを認識しています。このことは、会社間における絶対的な成長率の比較可能性に影響を有する可能性があります。これらの指標はそれぞれの事業や企業の傾向を評価するのに有用であり、したがって、期間別の業績動向を評価する上で有用なツールとなると当社は考えています。

*非GAAP財務指標

6. 2018年第4四半期の業績

2018年第4四半期の業績は概略以下の通りである。

- ・ 2018年第4四半期のGE CFOA (GAAP) は64億ドル；調整後GEインダストリアル事業キャッシュフロー(非GAAP) は49億ドル
- ・ 2018事業年度のGE CFOA (GAAP) は23億ドル；調整後GEインダストリアル事業キャッシュフロー(非GAAP) は45億ドル
- ・ 2018年第4四半期のGAAP継続事業のEPSは0.08ドル；調整後EPS(非GAAP) は0.17ドル
- ・ 2018年事業年度のGAAP継続事業のEPSはマイナス2.43ドル；調整後EPS(非GAAP) はマイナス0.65ドル

7. 法的手続

WMC 2018年9月30日現在、当社が廃止した米国モーゲージ事業であるWMCを当事者とする係属中の訴訟は2件あった。これらの訴訟の相手方当事者は、証券化トラストの受託者又はその代理としての当事者である。訴訟の訴状及び反訴状にて多くが、契約違反、補償及び(又は)確認判決を主張して、特定履行(買戻し)及び(又は)損害賠償金を求めている。2013年第4四半期を皮切りに、WMCは和解を成立させ、特定の証券化についての訴訟リスクが軽減されており、ここで報告した債権額は、こうした和解の影響を反映している。

1件の訴訟が、米国コネチカット州地区地方裁判所において係属中である。ロー・ディベンチャー・トラスト・カンパニー・オブ・ニューヨークを引き継いだTMIトラスト・カンパニー(以下「TMI」という。)が、約800百万米ドルのモーゲージ・ローンについて、425百万米ドルを超える損害賠償を求めている。この訴訟の裁判は2018年1月16日に開始した。当事者は証拠提示を終えており、最終弁論を2018年6月12日に実施した。

2018年9月30日現在、1件のWMCに対する訴訟がニューヨーク州最高裁判所にて係属中であつた。この訴訟は、2013年第2四半期にドイツ銀行がWMCとBarclays Bank PLCを被告として提起した訴訟である。これは、WMCに対するおよそ1,000百万米ドルのモーゲージ・ローンに関する申立てであり、請求される損害賠償の額は特定されていない。2016年9月に、WMCとドイツ銀行は、本訴訟において争点となっている2件の証券化に起因して生じた全ての請求について和解することに合意した(司法承認を得ることを条件とする。)。2016年10月に、ドイツ銀行は、ドイツ銀行による和解契約の締結がその裁量権の合理的な行使であるとの司法説示、及び各信託の運営文書の条件に基づく和解金の分配の承認を求めて、カリフォルニア州裁判所に申立てを提起した。この2件の証券化による債券の保有者は、提案された和解に異議を申し立て、2018年4月3日、裁判所は、債券保有者の異議に対して両方の和解を承認した。裁判所は当該和解の承認命令を2018年5月14日に下し、異議を申し立てた債券保有者は2018年7月10日に上诉状を提出した。ドイツ銀行は2018年10月1日に、和解を受け入れるための条件として、最終司法承認を放棄し、和解が確定した。WMCは2018年10月10日に和解金を支払い、ドイツ銀行は元の訴訟の棄却書を2018年10月15日に提出した。

係属中の上記TMI訴訟における請求額は、取得価額又は購入時の争点となっているモーゲージ・ローンの未払元本を反映しており、一部返済、未払利息又は手数料、あるいは基礎となる担保による回収の可能性は考慮していない。この訴訟のモーゲージ・ローンはすべて、2018年9月30日現在のWMCに関して報告された請求に含まれている。詳細は、2018年10月30日に当社が公表した四半期報告書フォーム10-Qの「Consolidated Financial Statements」のNote 19を参照のこと。

2015年12月、当社が認識したところによると、米国司法省(DOJ)民事局は、サブプライム・モーゲージの産業界全般の継続的な調査の一環として、2005年1月1日から2007年12月31日の間の住宅モーゲージ・ローンの組成、購入及び販売に起因するWMC及びその関連会社による1989年金融機関改革救済執行法(以下「FIRREA」という。)違反の疑いについて調査している。DOJはその後、WMC及びGEキャピタルに対する召喚状を発行し、当社はDOJの調査に協力している(文書の提出や尋問に対する証言を含む。)。WMCが2006年と2007年に組成及び販売したサブプライム・モーゲージローンに関連して、WMC及びGEキャピタルがFIRREAに違反したとするDOJの主張を受けて、WMC及びGEキャピタルは、この問題が許容可能な決着に至るか否かを調査中である。許容可能な決着に到達できない場合、当社の見解では、DOJはWMC及びGEキャピタルに対する法的手続に着手すると考えられる。WMC及びGEキャピタルはこうした訴訟に対する防衛力があると考えている。

アルストムから継承した問題 2015年11月のアルストムの火力事業、再生可能エネルギー事業及び配電事業の買収に関連して、当社は、買収前の期間にアルストムによる反競争的行為又は不正支払いがあつたとする過去から引き継いだ法的手続及びコンプライアンス・リスクの影響を受けている。詳細は、2018年10月30日に当社が公表した四半期報告書フォーム10-Qの「Consolidated Financial Statements」のNote19を参照のこと。

株主代表訴訟 2017年11月以降、GE及び特定の関係個人に対し、米国連邦証券法に基づく暫定的集団訴訟が複数件提起されている。現在までに提起されたこれらの訴訟はすべて、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所にて現在係属中である単一の訴訟(Hachem対GEその他)に統合された。2018年5月、裁判所は、統合された株主代表訴訟に関し、Sjunde AP-Fonden(以下「AP7」という。)を原告代表に指名し、Kessler Topaz Meltzer & Check, LLPを弁護士代表に指名した。2018年10月、AP7は、GE、ジェフリーR.イメルト、ジェフリーS.ボーンスタイン、ジェイミーS.ミラー、キースS.シェリン、ジャンR.ハウザー及びリチャードA.ラクサーを被告とする統合集団訴訟第4回修正版訴状を提出した。当該訴状は、長期サービス契約に関する保険準備金及び会計についての1934年証券取引所法第10(b)及び20(a)項並びに規則10b-5の違反を主張するとともに、GE株を2013年2月27日から2018年1月23日の間に取得した株主の代理で損害賠償を請求している。GEは全被告を代表して棄却申立てを行い、かかる申立てに関する説明は2018年10月に終了した。

2018年2月以降、GEの執行役員及びGE取締役会メンバー（いずれも過去の者及び現職）、並びにGE（名目的被告）に対し、6件の株主代表訴訟も提起されている。このうち2件（ギャンメル訴訟として統合）はニューヨーク州裁判所に提起され、1件（ベネット訴訟）はマサチューセッツ州裁判所に提起され、3件（ラウル訴訟として統合された。）は米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所にて提起された。当該訴訟においては、証券法令違反、フィデューシャリー・デューティー違反、不当利益、会社資産消耗、支配権濫用及び重大な管理不行き届きが主張されている。当該申立ては上記の証券集団訴訟の背景とほぼ同じ事実、並びにGEの保有飛行機使用に関する過去の管理慣行に関わっている。ベネットの訴状には、GEの監査法人であるKPMGに対する業務上過失及び会計不正の訴えも含まれる。原告は、不確定の損害賠償に加え、GEのコーポレート・ガバナンス及び内部規定の改善を求めている。2018年6月及び10月に、GEは全被告を代表してギャンメル訴訟棄却の申立てを行い、ラウル訴訟の原告がかかる訴訟の棄却に同意した。ベネット訴訟は、ギャンメル訴訟における棄却申立ての決着が出るまで係属中である。

2018年6月、GE退職年金プラン（以下、「GE RSP」という。）参加者を代表して派生的に、あるいはGE株を2013年2月26日から2018年1月24日の間に取得した株主を代理する集団訴訟として、ニューヨーク州裁判所に追加の訴訟（ベツィオ訴訟）が提起された。かかる訴訟では、GE RSPの届出書とその参考書類における保険準備金及びGEの事業セグメントの業績についての虚偽報告・省略の疑惑に基づく1933年証券法第11条の違反が申し立てられた。2018年10月、GEは棄却申立てを行った。

2018年7月、GE、ジェフリーR.イメルト、ジェフリーS.ボーンスタイン、ジャンR.ハウザー、ジョンL.フラナリー、ダグラスA.ワーナーIII及びKPMGを被告とする追加の暫定的集団訴訟（マハール訴訟）がニューヨーク州裁判所に提起された。かかる訴訟では、GEストック・ダイレクト・プランの届出書とその参考書類における保険準備金及びGEの事業セグメントの業績についての虚偽報告疑惑に基づく1933年証券法第11条、第12条及び第15条の違反が申し立てられ、株主を代表し、GEストック・ダイレクト・プランを通じて2015年7月20日から2018年7月19日までに生じた損害の賠償を求めている。2018年10月、GEは全被告を代表して棄却申立てを行った。

これら訴訟は初期段階にある。当社は申立てに対する防衛力を備えていると考え、適切な形で対応中である。

SECによる調査 2017年11月下旬、米証券取引委員会（SEC）ボストン事務所の職員から当社に通知があり、GEの収益認識慣行、並びに長期サービス契約に関する財務報告の社内管理について調査を実施していることが知らされた。当社が2018年1月16日に行った投資家向け最新情報の提供でGEキャピタルのランオフ保険事業の将来の引当金積立額の増加（当社のForm 10-K年次報告書のCritical Accounting Estimatesセクションを参照）を示したことを受け、SEC職員は調査範囲を拡大し、積立額の増加及びその増加につながるプロセスも範囲に含めた。GEの電力事業に関する非現金のれん減損費用見込み（詳細について、2018年10月30日に当社が公表した四半期報告書フォーム10-Qの「Consolidated Financial Statements」のNote8を参照）に関する2018年10月1日の当社の発表を受け、SECはかかる減損費用も含めるべく調査範囲の拡大を行った。当社はSEC職員が要望する文書及びその他の情報を提供し、調査の進行に協力している。DOJ職員もこれらの事項を調査しており、当社は彼らが要望する文書及び情報の提供も行っている。

GE退職年金プラン集団訴訟 2017年9月27日、個別の原告3者が暫定的集団訴訟をカリフォルニア州南部地区地方裁判所に提起し、GE RSPの管理について申立てを行った。また、2017年10月30日から11月15日までに同様の集団訴訟3件がマサチューセッツ地区地方裁判所に提起された。全4件の訴訟はマサチューセッツ地区において単一の訴訟に一本化されている。一本化された訴状では、被告はGE、GE アセット・マネジメント、GE及びGE アセット・マネジメントの従業員(集団訴訟の対象期間にGE RSPの管理責務を担っていた部門に属していた者)、並びにGEの取締役会メンバー(過去及び現在)である。近年、他社に対して提起された同様の訴訟のように、本訴訟でも被告はGE RSPの管理に関して従業員退職所得補償法(ERISA)に基づくフィデューシャリー・デューティーに違反したとされており、それは主に、プラン参加者の投資選択肢として保持していた独自の5ファンドが原告の主張ではアンダーパフォームしたこと、並びに運用報酬が他ファンドの一部よりも高かったことによる。原告は、GE RSP参加者及び受益者の集団に代わり、2011年10月30日から判断が下される日までの不確定の損害賠償を求めている。2018年8月、裁判所は、大半の点でGEの棄却申立てを却下し、かつ2つの論点についてGEの申立てをさらに熟考する旨の命令を下した。当社は申立てに対する防衛力を備えていると考え、適切な形で対応中である。

8. 本有価証券届出書に組み込まれる外国会社報告書中には「事業等のリスク」及び将来に関する事項が記載されているが、当社の知る限り、これらの事項については、本有価証券届出書提出日現在においても変更はない。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込む。

- ・ 2017事業年度の外国会社報告書
- ・ 2018事業年度の外国会社半期報告書

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし